第2期 人権教育及び啓発の推進に関する 香美市行動計画



平成 31 (2019) 年 3 月 香美市

あいさつ

人権は、「一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている 大切な権利」であり、人が個人として尊重され、安全で安心して幸せな生活を送るため に欠くことのできないものです。

香美市では、平成21年11月に「人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」を策定し、平成27年10月には同計画の改訂を行い、人権教育・啓発等の取組を推進してまいりました。しかしながら依然として、女性や子ども、高齢者等の社会的弱者への人権侵害に加え、間違った知識や偏見に基づいた差別やインターネットの普及に伴い差別的な書き込みによる差別事象等、様々な人権課題が存在しています。さらに性的指向・性自認を理由とする差別や偏見等による新しい人権課題への対応が求められるなか、このたび人権問題の今日的課題を見直し「第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」を策定しました。

本計画は、人権を取り巻く様々な人権課題に対し、本市における人権に関する施策を 総合的・計画的に進めていくための方向性を定めています。

今後は、本計画をもとに、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる地域社会の実現のため、より一層の取組を進めてまいります。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、意識調査等にご協力をいただきま したすべての市民のみなさまをはじめ、多くの貴重なご意見、提言を賜りました関係者 のみなさまに心から感謝を申し上げあいさつとします。

平成 31 年 3 月

香美市長 法光院晶一

目 次

第1章	章 計画策定の背景	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	人権に関する国内外の動向	3
第2章	章 人権に関する本市の現状	8
1	市民意識調査	
2	事業所・団体調査	
3	人権関係団体等グループインタビュー	16
4	市民ワークショップ	17
5	人権に関する本市の主な取組状況	20
第3章	章 計画の基本的な考え方	25
1	基本理念	25
2	計画推進の視点	25
3	計画の体系	26
第4章	章 様々な人権課題への取組	27
1	同和問題	
2	女性	
3	子ども	
4	高齢者	
5	障害者	39
6	H V 感染者等	
_		42
7	外国人	45
7 8		45
•	外国人	45 48
8	外国人	45 48 51
8	外国人	45 51 54 57
8 9 10	外国人	45 51 54 57
8 9 10 11 12	外国人	45 51 54 57
8 9 10 11 12	外国人	4551575960

第6章	章 計画の推進	65
1	推進体制	65
2	効果的な手法による人権教育・啓発の推進	66
第7章	章 参考資料	67
1	香美市人権関係施策(取組計画)	67
2	関係組織	78
3	用語解説	79
4	計画の策定経緯	83
5	委員会設置要綱	84
6	策定委員名簿	85

語句右上に※印が付いている用語は、参考資料の用語解説で説明しています。 また、複数回出てくる用語については、2回目以降※印を省略しています。

第1章)計画策定の背景

計画策定の趣旨



人権は、誰もが生まれながらにして持つ権利です。昭和23(1948)年に国連で採択され た「世界人権宣言」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳 と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精 神を持って行動しなければならない」と謳われています。また、「日本国憲法」でもすべて の国民に基本的人権を保障しています。

このような考えのもと、国内外では様々な人権に関する施策が進められてきました。し かしながら、今日においても国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方の違いによる偏見や差 別がみられます。こうした人権侵害の要因としては、人々の中にある自分とは異なるもの を受け入れられない、認められないという考え方や、不当な社会慣習からくる忌避意識の 存在が考えられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等、近年の急速な社会変化も 要因としてあげられます。

現在、人権に関する問題は多様化しており、これまで取り組んできた同和問題や女性、 子ども、高齢者、障害者、H I V * 感染者等、外国人、犯罪被害者等の人権課題、インター ネットや災害時の人権侵害に加え、性的指向・性自認に対する差別・偏見等、新たな課題 も出てきています。

香美市(以下、「本市」という。)では、平成21(2009)年に「人権教育及び啓発の推進 に関する香美市行動計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定し、平成27(2015)年 には同計画の改定を行い、関連計画と連携した人権教育・啓発に関する施策を推進してき ました。今後も、様々な人権に関する課題について、行政と市民がより一体となって取り 組み、市民一人ひとりの尊厳が守られる社会を実現していく必要があります。こうした状 況を踏まえて、このたび、社会情勢や本市の状況、市民意識等に即して計画の見直しを行 い、「第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」(以下、「本計画」という。) を策定します。

2 計画の位置づけ



本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて策定するものであり、 本市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性 を示すとともに、本市における最上位計画である「第2次香美市振興計画」に基づく人権 教育・啓発を促進するための計画としての役割を持つものもので、その他関連計画との整 合性をもって策定します。

また、高知県が策定する「高知県人権施策基本方針」及び「高知県人権教育推進プラン」の内容を踏まえた計画とします。

3 計画の期間



本計画は、平成31(2019)年度から平成40(2028)年度までの10年間を計画期間とし、最終年度には、社会情勢や市民意識調査の結果等を踏まえ見直しを行います。

また、計画の中間年度となる平成35(2023)年度には、社会情勢や計画の取組状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとします。

2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
(平成 31)	(平成 32)	(平成 33)	(平成 34)	(平成 35)	(平成 36)	(平成 37)	(平成 38)	(平成 39)	(平成 40)
年度									

第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画 【10年間】

第 2 次香美市振興計画(平成 29 (2017) 年度~平成 38 (2026) 年度) 【10 年間】

次期計画

4 人権に関する国内外の動向



(1) 国際的な動き

20世紀、2度の悲惨な大戦を経験し多くの被害を出した人類は、平和と人権が尊重されることの大切さを学びました。

国際連合では、昭和 23(1948 年)世界人権宣言が総会で採決され、その後「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」等、数多くの人権に関する条約を採択・発行するとともに、加盟国に対しても批准・加入を求め、人権が尊重される社会の実現に向けて取組を進めてきました。

一方で、世界では冷戦終結後も民族や宗教の違いや、国際的な利権争いから各地で紛争 や対立が絶えず、難民の発生等、深刻な人権問題が表面化し、国際社会全体で人権問題に ついて対策を講じることが喫緊の課題とされてきました。

こうした流れを受け、平成6(1994)年、第49回国連総会において平成7(1995)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国に対しても国内行動計画を定めることが求められました。10年が経過した後は、平成16(2004)年、第59回国連総会において「人権教育のための世界計画」が採択されました。第1フェーズ(2005-2007)では初等・中等学校制度における人権教育の推進、第2フェーズ(2010-2014)では高等教育のための人権教育と教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重きがおかれ、現在は第3フェーズ(2015-2019)として、これまでの取組の強化と、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進することを重点とし、取組が進められています。

(2) 国内の動き

我が国では、昭和 22 (1947) 年に施行した基本的人権の尊重を基本原理の一つとする「日本国憲法」やその考えを踏まえた「教育基本法」に基づき、人権に関わる取組を進めてきました。それ以降も「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」等の諸条約への批准を進めてきました。

我が国固有の人権問題である同和問題では、昭和 40 (1965) 年に同和対策審議会*の答申を受け、昭和 44 (1969) 年に「同和対策事業特別措置法」(同対法) が施行されました。その後、「地域改善対策特別措置法」(地対法)、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法) が施行され、同和対策事業が進められてきました。平成 28 (2016) 年には、部落問題解消のため国や地方公共団体が相談体制の充実や教育啓発を行う「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法) が施行され、各自治体で取組が行われています。

そのほか、女性や子ども、障害者、外国人等の様々な人権問題についても、国際的な動きを踏まえた取組が進んでいます。

人権問題全般の動きとしては、国連の「人権教育のための国連 10 年」を受けて平成9 (1997) 年に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」が策定されました。また同年、5年間の時限立法として「人権擁護施策推進法」が施行され、これを受けて人権擁護推進審議会が設置され、人権教育や啓発に関する審議が行われました。

平成 12 (2000) 年にはこうした施策を一層推進するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づき平成 14 (2002) 年、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。平成 23 (2011) 年には一部変更が行われ、「北朝鮮当局による拉致問題等」が加わっています。

こうした法整備が進むなかでも、人権をめぐる解決すべき課題は依然として多く、平成26 (2014)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV*防止法)の改正、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)の施行、平成27 (2015)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の施行、平成28 (2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ*解消法)の施行等、法整備が進んでいます。

【人権に関する主な国の動向】

年	内容
昭和 22 (1947) 年	「日本国憲法」施行 「国民主権」「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を基本原理とし、すべ ての人々の基本的人権は侵すことのできない権利として保障しています。
昭和 54 (1979) 年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約、 A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規 約、B規約)」(国際人権規約)批准
昭和 60 (1985) 年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差 別撤廃条約)締結
平成5(1993)年	「障害者基本法」施行(平成16(2004)年、平成23(2011)年改正)
平成6(1994)年	「児童の権利に関する条約」(子ども権利条約)批准
	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤 廃条約)加入
平成7(1995)年	「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 国連で平成7(1995)年から平成 16(2004)年を「人権教育のための国連 10年」とすることを受け、設置されました。
平成9(1997)年	「人権擁護施策推進法」施行(5年間の時限立法) 人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められ、人権の擁護に資することを目的としています。
	「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」策定 諸施策の着実な実施等を通じて人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に 立って一人ひとりの人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実 現を目指すものとしています。
	「人権擁護推進審議会」設置 「人権擁護施策推進法」に基づき設置され、「人権尊重の理念に関する国民 相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関す る基本的事項」並びに「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する 施策の充実に関する基本的事項」の答申が行われました。
	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又 は、刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)加入
平成 11 (1999) 年	「男女共同参画基本法」施行
	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法)施行

年	内容
	「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行
	(平成 16 (2004)、平成 20 (2008) 年改正)
	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進
平成 12 (2000) 年	法) 施行 人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、及
	び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めています。
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行 (平成29(2017)年改正)
亚出 12 (2001) 左	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防
平成 13 (2001) 年	止法)施行 (平成 16 (2004) 年、平成 20 (2008) 年、平成 26 (2014) 年改 正)
	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
平成 14 (2002) 年	「人権教育・啓発推進法」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。
	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の
	開示に関する法律」(プロバイダ*責任制限法)施行
平成 18 (2006) 年	「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)施行
平成 21 (2009) 年	「ハンセン病 [※] 問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)施行
平成 24 (2012) 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
1 /90 2 1 (2 9 1 2) 1	(障害者虐待防止法)施行
平成 25 (2013) 年	「いじめ防止対策推進法」施行
平成 26 (2014) 年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(子どもの貧困対策法)施 行
	「生活困窮者自立支援法」施行
平成 27 (2015) 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進 法)施行
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解 消法)施行
平成 28 (2016) 年	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推 進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行
	「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)施行

(3) 高知県の動き

高知県では、平成7(1995)年に県議会において、人権尊重の地域社会を目指す「人権 宣言に関する決議」が行われています。

平成10(1998)年4月には「高知県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、同年7月に『「人権教育のための国連10年」高知県行動計画』が策定されました。また、平成12(2000)年3月には「高知県人権施策基本方針」を策定し、両計画の趣旨・内容に沿って、施策の推進が図られてきました。

平成 26 (2014) 年3月には、『「人権教育のための国連 10 年」高知県行動計画』と「高知県人権施策基本方針」を一本化する形で「高知県人権施策基本方針(第1次改定版)」が策定されています。

さらに、平成15(2003)年3月に策定された「高知県人権教育推進プラン」においては、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権教育の取組の方向性が示されており、平成28(2016)年3月には、3度目となる同プランの改定が行われています。

人権教育・啓発について

国連の定義では、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」とされています。

本行動計画では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の定義により、人権教育と人権啓発を下記のとおり区分することとします。

- ・人権教育…人権尊重の精神が自然と身につくことを目的とする教育活動
- ・人権啓発…市民の間に人権尊重の理念を普及させる活動、及びそれに対する市民 の理解を深めることを目的とする広報活動やその他の啓発活動 (人権教育を除く)

第2章

人権に関する本市の現状

1 市民意識調査



(1)調査の概要

●調査対象者:20歳以上の市民

●抽 出 方 法:無作為抽出

●調 査 期 間: 平成 30 (2018) 年7月6日(金)~平成 30 (2018) 年7月 20日(金)

●調 査 方 法:郵送配布、郵送回収

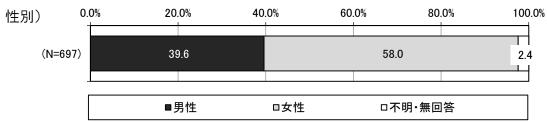
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
人権に関する 市民意識調査	2,000 件	697 件	34.9%

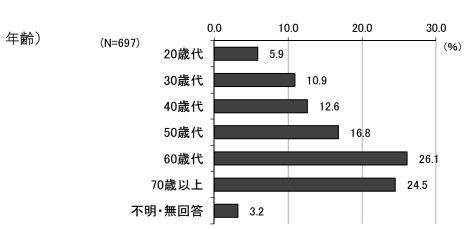
(2) 結果の概要

①回答者について

性別では、「男性」が 39.6%、「女性」が 58.0%となっており、女性の回答が約 6 割を 占めています。

年齢では、「60歳代」が26.1%ともっとも高く、次いで、「70歳以上」が24.5%、「50歳代」が16.8%となっており、年齢層が上がるにつれ回答者数が多い傾向になっています。

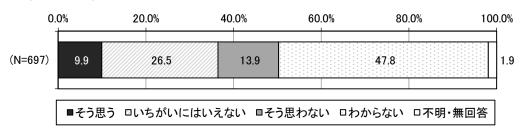




②市民の人権意識について

市民一人ひとりの人権意識は、4~5年前に比べて高くなっていると思うかどうかでは、「わからない」が47.8%ともっとも高く、次いで「いちがいにはいえない」が26.5%、「そう思わない」が13.9%となっています。

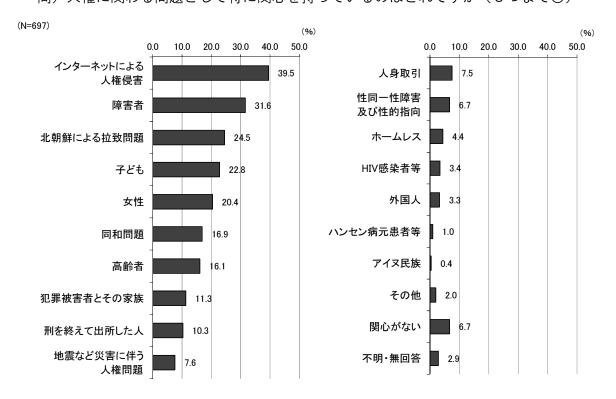
問)香美市民一人ひとりの人権意識は、4~5年前に比べて高くなっていると思います か(1つに○)



③関心のある人権問題について

人権に関わる問題として特に関心を持っているものでは、「インターネットによる人権 侵害」が39.5%ともっとも高く、次いで「障害者」が31.6%、「北朝鮮による拉致問題」 が24.5%となっており、市民の関心の高いテーマは多岐にわたっています。

問)人権に関わる問題として特に関心を持っているのはどれですか(3つまで○)

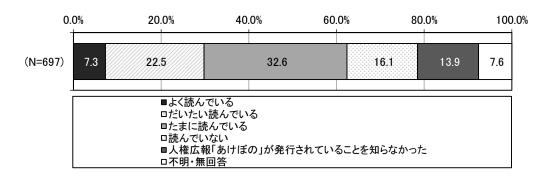


4人権広報「あけぼの」について

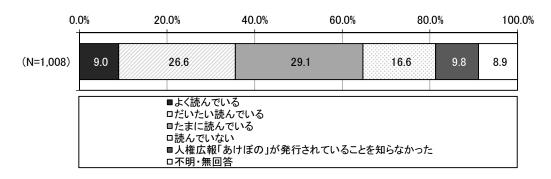
人権広報「あけぼの」をどのくらい読んでいるかでは、「たまに読んでいる」が 32.6% ともっとも高く、次いで「だいたい読んでいる」が 22.5%、「読んでいない」が 16.1%となっており、『読んでいる(「よく読んでいる」+「だいたい読んでいる」+「たまに読んでいる」)』と答えた方が約6割となっています。

前回調査(平成20(2008)年)と比較すると、「人権広報「あけぼの」が発行されていることを知らなかった」の割合が、4.1 ポイント上昇しています。

問)香美市では、市民のみなさまに「人権問題」についての認識を深めてもらうため、 人権広報「あけぼの」を発行していますが、どのくらい読んでいますか(1つに○)



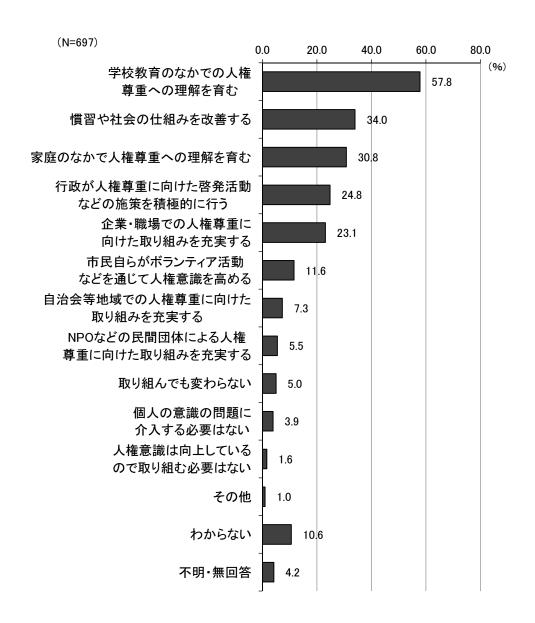
参考) 平成 20 (2008) 年調査結果



⑤人権尊重の社会の実現について

人権問題について理解を深め、人権意識を高めるためには、今後どのような取組を行えばよいと思うかでは、「学校教育のなかでの人権尊重への理解を育む」が 57.8%ともっとも高く、次いで「慣習や社会の仕組みを改善する」が 34.0%、「家庭のなかで人権尊重への理解を育む」が 30.8%となっています。

問)人権問題について理解を深め、人権意識を高めるためには、今後どのような取組を 行えばよいと思いますか(3つまで○)



2 事業所・団体調査



(1)調査の概要

●調査対象者:香美市企業等人権啓発連絡会に加盟の事業所及び

市内で活動している各種団体

●調 査 期 間:平成 30 (2018) 年8月1日(水)~平成 30 (2018) 年8月 31日(金)

●調査方法:郵送配布、郵送回収

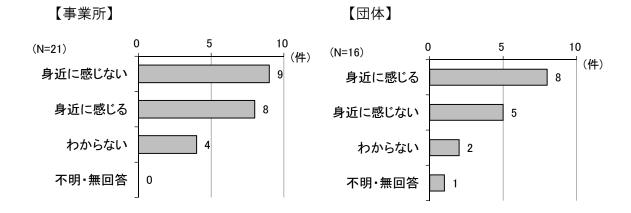
調査票	調査対象件数 (配布数)	有効回収数	有効回収率	
事業所アンケート調査	21 件	21 件	100.0%	
団体アンケート調査	27 件	16 件	59.3%	

(2) 結果の概要

(1)身近に人権問題を感じるかについて

日頃の業務・活動の中で人権問題を感じることはあるかについて、『事業所』では「身近に感じる」が8件、「身近に感じない」が9件となっています。『団体』では「身近に感じる」が8件、「身近に感じない」が5件となっています。

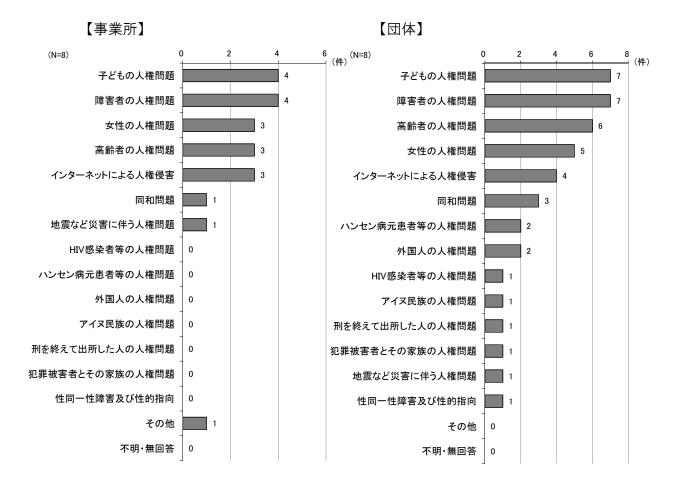
問)日頃の業務・活動の中で人権問題を感じることはありますか(1つに〇)



②身近に感じる人権問題の内容について

日頃の業務の中で感じる人権問題がどういったものかについて、『事業所』では「子どもの人権問題」「障害者の人権問題」が4件ともっとも多く、次いで「女性の人権問題」「高齢者の人権問題」「インターネットによる人権侵害」が3件なっています。『団体』では、「子どもの人権問題」「障害者の人権問題」が7件ともっとも多く、次いで「高齢者の人権問題」が6件、「女性の人権問題」が5件となっています。

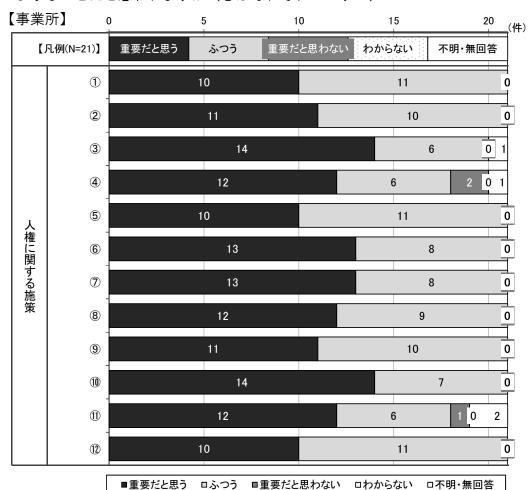
問)①で「身近に感じる」を選んだ方におうかがいします。 それはどういった人権問題ですか(〇はいくつでも)



③【事業所】重要と感じる人権に関する施策ついて

香美市が今後行う人権に関する施策で重要と感じる施策について、『事業所』では「③ 学校や幼稚園・保育所での人権感覚や人権意識を育てる教育」「⑩子どもの居場所づくり」 が14件ともっとも多く、次いで「⑥人権相談に対する適切な対応」「⑦人権侵害に対す る法的な規制や被害者への支援」が13件となっています。

問)貴事業所が考える香美市が今後行う人権に関する施策で重要と感じる施策は、どのようなことだと思われますか(○はそれぞれ1つずつ)

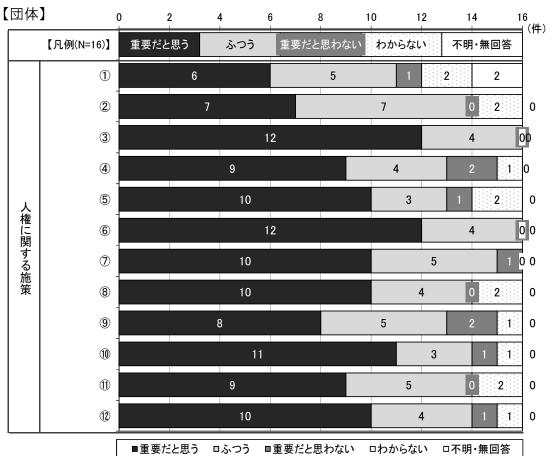


■ 施策内容 ① 権利についての市民対象の啓発 ⑦ 人権侵害に対する法的な規制や被害者への支援 ② 権利や義務についての企業対象の啓発 ⑧ 人権について、市民が発言しやすいしくみの整備 ⑨ 人権に関する市民グループや NPO、団体等の活動 ③ 学校や幼稚園・保育所での人権感覚や人権意識を を促進するための支援 育てる教育 ④ 学校や幼稚園・保育所での男らしさや女らしさに ⑩ 子どもの居場所づくり とらわれない教育 ⑤ 学校や幼稚園・保育所での性に関する正しい知識 ① 人権尊重の視点にもとづく市政の推進 を身につけるための性教育 ② 市民のプライバシー(個人的な情報等)を守るため ⑥ 人権相談に対する適切な対応 のしくみの整備

④【団体】重要と感じる人権に関する施策ついて

香美市が今後行う人権に関する施策で重要と感じる施策について、『団体』では「③学校や幼稚園・保育所での人権感覚や人権意識を育てる教育」「⑥人権相談に対する適切な対応」が12件ともっとも多く、次いで「⑩子どもの居場所づくり」が11件となっています。

問)貴団体が考える香美市が今後行う人権に関する施策で重要と感じる施策は、どのようなことだと思われますか(○はそれぞれ1つずつ)



■ 施策内容	
① 権利についての市民対象の啓発	⑦ 人権侵害に対する法的な規制や被害者への支援
② 権利や義務についての企業対象の啓発	⑧ 人権について、市民が発言しやすいしくみの整備
③ 学校や幼稚園・保育所での人権感覚や人権意識を 育てる教育	
④ 学校や幼稚園・保育所での男らしさや女らしさに とらわれない教育	⑩ 子どもの居場所づくり
⑤ 学校や幼稚園・保育所での性に関する正しい知識 を身につけるための性教育	⑪ 人権尊重の視点にもとづく市政の推進
⑥ 人権相談に対する適切な対応	① 市民のプライバシー(個人的な情報等)を守るためのしくみの整備

3 人権関係団体等グループインタビュー



●参加 者:団体アンケート調査に回答いただいた各種団体のうち8団体

●開催日時:平成30(2018)年11月28日(水) 14:30~16:00

●開催場所:香美市立ふれあい交流センター 2階

■人権教育について

子どもたちに、意識しないまま人権侵害をすることのないよう教えていくことが大切。

高等な学力と、人としてどう生きるか、主体的に生きられるのかは別。

香美市のすべての子どもたちに人権とは何か、小さい頃から繰り返し教えていくことが大事だと思う。

■啓発活動について

人権尊重が当たり前だということを、どうすれば広く知らせることができるのか。

基本は人権問題について知ってもらうということと気付いてもらうことが大切だと思う。

市民全体に向けて人権のスローガンを募集してはどうか。自分たちが考えて参加できるということで広がっていくのではないか。

人権ということが市民に理解されているのか、何をもって人権というのかというところからスタートしないと、理解してもらうのは難しいと思う。

■職員、教員の研修について

今の若い先生は、同和教育を知らない。人権教育を効果的に推進していくには、先生方にも人権問題について、研修する機会を作らないといけないと思う。

行政職員は、人権について意識の差があるように思う。行政職員は先陣を切って人権について 真剣に学ばなければならない。

■同和問題について

40歳くらいの方から同和問題の差別発言を聞いた。こうした現実を踏まえることが必要。

■子どもの人権について

子どもに対する施策をどうするか、可能であれば重点的にこの何年間かでやっていってほしい。 子どもの居場所を作ってあげることが大切。

虐待防止について、啓発が必要。

学校現場ではいじめ、不登校は増加傾向にあり、減る傾向がない。インターネットのいじめも 深刻な問題だと思う。

■ 新しい課題について

新しく出てきた課題を、特にインターネットの拡散、パワハラ、セクハラ等、重点的にやっていかないといけないことがあると思う。

LGBT※について、まず知ることが大切だと思う。

■地域での取組について

昔と比べて人と人との絆が薄れているので、つながりを大事にして活動していきたいと思う。

隣の人、近所の人を皆で見守る取組をするのが、犯罪の軽減にもつながるのではないか。

■今後必要な施策・取組について

生活困窮者対策を充実し、基本の部分から改善していくような取組が必要だと思う。

妊娠中に、親になるための教育を受けられる場があまりない。そういった場所、仕組みづくり が必要だと思う。

市民の関心がないことが一番問題。市民の意識をもう少し高めるパワーがほしい。

人権教育や人権についての広がりをもっていかないといけないと痛感した。

もっとわくわくするような、各課が参加できるような人権フェスティバルを考えてはどうか。

4 市民ワークショップ



(1) ワークショップの概要

●参 加 者:市内在住の高校生・大学生を含む市民 30 名

●開催日時:平成30(2018)年8月30日(木) 19:00~20:30

●開催場所:香美市立ふれあい交流センター 2階

●ワークショップの手法:ワールドカフェ方式

※ワールドカフェ方式とは、「知識や知恵は、管理されがちな会議室で生まれるのではなく、人々がオープンに会話を行い、自由にネットワークを築くことのできる"カフェのような空間"でこそ創発される」という考え方に基づいた、話し合いの方法の一種です。



●ワークショップのテーマ

かみ・ふれあい*c a f e* ~だれもが笑顔で暮らせる香美市をめざして~



ワークショップでは、「身近に経験した、見たり聞いたりしたことがある人権問題」についてや、「人権問題を解決するためには、どういったことが必要か?」「自分や地域で取り組めることは何か?」等について、自由に、大いに語り合っていただきました。

最後に、語り合いで出てきた皆の意見をもとに『これ大切!カード』を作成しました。 カードには、「だれもが笑顔で暮らせる香美市のために大切なもの(これ大切!)」と、そ のために「自分自身や地域でできること」について、とりまとめていただきました。



(2) ワークショップのご意見のまとめ

▼だれもが笑顔で暮らせる香美市のために

7/10/07 大阪で借りても日大田のために				
これ大切!	自分自身や地域で取り組めること			
【全般】				
生まれて育ってきた人として の人権を考え続けてほしい。	思考の停止がもっとも恐ろしいのでこれからもずっと考え続けてい く。			
自分の人権意識の見直しや他 の人の意識を知る機会が身近 にあること。	仲良くする、話をする機会が多くあれば良いのかな?			
知らないことを学ぶこと。	学習会に参加したり今日のような集まりに参加する(人も誘って)。			
まわりの人を認め合うこと。	人権のことを考える機会を増やす。お互いを認め合う。			
常に相手を尊敬する気持ち。	つながる。知る。			
近年、隣との付き合いが少な くなり見直す。	つながる努力。			
【障害者】				
障害が障害とならない環境が 整う。	障害の多様性を知る。そして、その解決まではいかなくてもできる ことを見つけられる、知ることができる力を周囲の人が付ける。 (学習)			
身近に感じ、知ることが必要。	接する機会を増やすこと。 考えるより行動すること。			
障害者の人権	気づく心、自分もいつか来ることだと手をかすやさしさ。			
社会制度は弱者ベースで構築 すべし。	"障害者"というひとくくりではなく、個人に応じた仕事とのマッチング。			
建物や道路・交通機関において、障害者の人たちにとって、 安心して暮らせているのか。	現状を変えていく意識の向上。 身体的に行政や管理者団体へ要請していく。			
障害者にきつい生活環境。 例)山田駅の階段がきつい	みんなで階段を使わず、昇降できる方法を考える。お金がいるなら 状況により募金を募る。			
【女性】				
家庭での役割分担	思いやりの心を大切に役割の見直し。			
男女の価値観	男性も育児や家事等について、学んだり参加する。			
男女平等	知っているつもりにならないで、学び続けること。			
家庭における女性の人権	早くから(学生時代)いろんな集会や研修の場を設けて男女ともに 学習しあう。家庭をもってからでは遅すぎる。			
ハラスメントに対する知識を 学ぶ。	ハラスメントに対する知識を学ぶ場を設ける。 相手に対する思いやりをもつ。			

▼だれもが笑顔で暮らせる香美市のために

▼ にれもか美顔で暮らせる合 これ大切!	自分自身や地域で取り組めること				
	日ガ日分で起気で取り組めること				
【子ども】	W(11 - 0 TR b) +1 -+				
子どもの人権	学校での研修、教育。				
(いじめをなくそう)	家庭での話し合い。地域での見守り。				
乳児等、虐待	親のまわりに心を許せる人、そして愛情とは何かを気付かせる。				
いじめ (SNS [※] 等での) 問題 解決。	人に話せば楽になることもあるので、知り合いの子どもとも仲良く なる。				
さみしい思いをもっている子	優しいまなざしでみつめ、声掛けをする。				
どもが自分らしく輝けるよう	地域の中で自分の居場所づくりをし、地域の中で生活する喜びを感				
に。	じられるようにする。				
【高齢者】					
高齢者の虐待	近隣や地域の見守りの充実。				
高齢者が自由に行き来する環 境づくり。	歩道の管理。遮断物の撤去。				
【職場】					
パワハラ・セクハラ	世代間のギャップもある。学び続けること(チャンスをキャッチ)。				
知らないこと→人権侵害	世代間のイイラブ 000 0。 子び版けること(ケインバをイイブケバ。				
【職場/家庭】					
人権は幅広いのでとにかく学	身近な人権から…				
ぶ、知らないことを知る。 【障害者/職場/子ども】					
ます、身のまわりのことから意	まず、身のまわりのことから意識して見直す。				
【障害者/職場】					
職場で共に働いている障害者	職場で人権教育に取り組む。				
の仲間のこと。	まずは1人からでも学習を始め、仲間を増やしていく。				
【同和問題】					
同和問題(部落差別)	地域・職場それぞれが取り組める、参加できる研修・学習会に参加 し人権意識を高める。				
【インターネット】					
SNSの無責任な利用。悪意	使用に関して事前に学ぶ。自分で考えて判断する。何か行う前に考				
をもっての利用。	える。				
【外国人】					
今後も増加!!『外国人』に	地域の行事へのお誘い。				
とっても住み良いまちに。	言語環境(案内板等)の充実。				
C 2 C O II VI X V & '21C'	交流センター、お悩み相談室等の設置。				

5 人権に関する本市の主な取組状況



(1)様々な人権課題への取組

<同和問題>

≫取組状況

- ・映画の上映や講演会等を行い、同和問題について考える場、学習する機会を設け、様々な形で同和問題に関心を持てるよう取り組んでいます。
- ・部落差別をなくする運動強調旬間には、関係団体と一緒に市内を広報しながらのパレードや国道沿いでの街頭啓発等、同和問題解決に向けての啓発活動を行っています。
- ・人権広報「あけぼの」や広報「香美」にて部落差別解消推進法の周知・啓発を行って います。

≫今後の課題

- ・同和問題に対する正しい認識と理解を得るために、今後も様々なアプローチで学習する機会を設ける必要があります。
- ・啓発パレードや街頭啓発がより効果的な取組となるよう、関係団体へのさらなる呼び かけや内容の検討が必要です。

く女性>

≫取組状況

- ・香美市男女共同参画計画「思いやりプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を図るため、施策の推進に取り組んでいます。市民対象の学習会を実施しているほか、家庭における男女共同参画の実践を進めるため、親子を対象とした啓発にも取り組んでいます。
- ・婦人会等が行う女性人権研修会に講師を派遣し、市民の自主的な取組を支援していま す。
- ・DVに関する相談時には、女性相談センター等の連携等、関係機関と連携し、適切な 支援に努めています。

≫今後の課題

- ・男女が互いにその人権を尊重しあえる社会づくりのため、学習会の内容充実やより多くの市民に参加してもらうための周知が必要です。
- ・気軽に相談できるよう DVに関する相談事業の周知・徹底を図るとともに、各関係機関との連携を強化し、被害者の迅速な救済を図る必要があります。

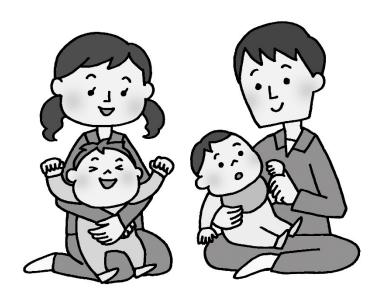
<子ども>

≫取組状況

- ・中高校生が人権問題を学習する人権サークル「まごころ」は、他者を尊重できる人権 意識を育む機会となっており、年間 10 回程度開催しています。
- ・市内小中学生に人権作文、ポスター、毛筆作品を募集することにより、子どもたちの 人権意識や人権感覚が高まることを目指しています。
- ・人権の花運動として、人権擁護委員*と協力して子どもたちが花の種苗や球根を植え、 育てることによって命の尊さを実感し、豊かな心と思いやりの心を育むために毎年市 内の保育園、小中学校5、6箇所で実施しています。
- ・要保護児童対策地域協議会では、関係機関と連携し、役割分担・課題解決に向けた支援方法を検討しています。また、定例会を開催し、管理ケースの支援方法について協議を行っているほか、専門職の人材育成を図っています。
- ・市内の小中学校で、いのちのふれあい教室や思春期ふれあい体験を開催し、子どもた ちが自分や他人を大切にする心を学ぶ機会につなげています。

≫今後の課題

- ・自宅学習や部活動等の理由で「まごころ」の参加者は減少していることから、学習内 容の検討や参加の呼びかけを継続していく必要があります。
- ・児童を保護するための社会資源が不足しています。今後も関係機関と連携を図り、要保護児童の早期発見及び適切な保護・支援を図る必要があります。



<高齢者>

≫取組状況

- ・山田圏域では、傾聴ボランティアや電話での見守り活動、出前カフェ、見守り郵便等 の活動を行う地域サロンボランティア「たんぽぽの会」への支援を行っています。
- ・香北・物部圏域では、地域サロン「みによん」と「ひとやすみ」を開設し、定期的に ものづくりを中心としたサロンイベントを行い、住民同士が交流できる機会を提供し ています。
- ・高齢者の虐待防止に向けて、地域包括支援センター[※]連絡会における啓発等のほか、地域密着型介護保険サービス事業所指導時には、高齢者虐待対応マニュアルの整備や職員研修について確認しています。
- ・認知症サポーター養成講座の実施や認知症カフェの出前講座等を通じて、認知症に関する啓発を進めています。

≫今後の課題

- ・各地域の拠点を中心に、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるよう、必要な見守りや支え合いの支援について、住民や関係者がともに考え、それぞれの立場で取り組むことが必要です。
- ・認知症に関する啓発は、各種団体や地域の集い等を通じた高齢期への働きかけだけで はなく、企業や学生等、若い年代層にさらに広げていく必要があります。

<障害者>

≫取組状況

- ・相談支援・地域活動支援事業を通じて、障害のある人とその家族の相談に対する支援 や日中活動の場の提供等を行っています。
- ・香美市障害者自立支援協議会や各専門部会を開催し、地域の情報共有や地域課題の把握に努めています。

≫今後の課題

・相談支援事業や地域活動支援事業について周知・徹底を図ることが必要です。



<犯罪被害者>

≫取組状況

・犯罪被害者等支援に関する啓発活動として、ポスターの掲示や人権広報「あけぼの」 への記事掲載及び学習会の実施を行っています。

≫今後の課題

・今後も様々な機会を通じて効果的な啓発活動を推進するとともに、市民が犯罪被害者 等に関する正しい認識や知識を身に付けることで、犯罪被害者等への人権侵害の防止 となるよう取り組むとともに、当事者相談・支援体制を充実させることが必要です。

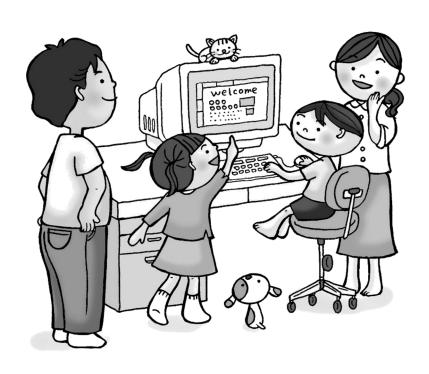
<インターネットによる人権侵害>

≫≫取組状況

・インターネットによる人権侵害をテーマとした学習会を実施し、市民に対する意識啓 発を行っています。

≫今後の課題

・法務局や高知県との情報共有を密に行い、連携を図ることが必要です。また、インターネットによる人権侵害のおそれがある書き込みへの対応方法について、様々な機会を活用して周知を行っていく必要があります。



(2) 人権教育・啓発の推進に関する取組

<市民への広報・啓発活動>

≫取組状況

- ・人権擁護委員と協力し、土佐山田まつり、川上様夏まつり、湖水まつり等の地域のイベントやじんけんフェスティバル等で、啓発グッズやチラシの配布を行っています。
- ・人権週間には、香美人権擁護委員協議会、法務局と協力し、啓発物を配布しながら広 報車によるパレードを行い、人権尊重思想の普及高揚を図る機会としています。
- ・人権広報誌「あけぼの」を年4回発行し、全戸配布を行っています。誌面では「みんなのひろば」といった読者参加のコーナーを設けたり、時勢に合ったものや関心の高い話題を取り上げるなど、内容に関しても工夫をしています。

≫今後の課題

- ・人権や人権問題に対する市民の理解と認識が深まるよう、啓発イベントの内容の充実 を図るとともに、参加者の層が広まるよう工夫が求められます。
- ・「人権広報」というと堅いイメージがあり、読者の層が広がりにくい傾向があります。 市民が興味を持てるよう内容の充実を図るとともに、必要な情報を的確なタイミング で広報できるよう努めることが重要です。

<学習機会の提供>

≫取組状況

- ・市や関係団体が講演会や学習会を開催し、市民が身近な人権課題に対して正しい理解 と認識を深められるよう、学習機会の提供を行っています。
- ・PTA人権研修会では、学校ごとにインターネット問題や性的指向・性自認等、新しい人権問題も含め様々な内容の研修を行っています。参観日と同日に実施し、地域に呼びかけて人権コンサートを行うなどの工夫をしています。
- ・市の新規採用職員は、香美市企業等人権啓発連絡会が実施する人権研修会への参加を 必須としているほか、一般行政職員を対象とした職員研修も実施しており、職員とし て必要な人権問題に関する知識の習得に努めています。

≫今後の課題

- ・参加者が関心を持てる内容の講演を実施するとともに、学習機会の提供に努める必要があります。
- ・子どもを取り巻く人権問題は時代や社会環境により変化するため、PTA人権研修会でも状況に応じた情報を研修内容として提供していく必要があります。
- ・市職員に対する研修においては、引き続き高い参加率の維持に努め、職員一人ひとりが人権問題に対して、正しい理解と認識を深めるよう取り組む必要があります。

3章 計画の基本的な考え方

基本理念



第1期計画では、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会の 実現を目指して様々な取組を進めてきましたが、人権をめぐる問題は今なお存在し、新た に対応すべき課題も出てきています。本計画を策定するにあたり、第1期計画の考え方を 継承し、基本理念を「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会づく り」とし、人権教育・啓発をより推進し、人権施策を総合的に進めていきます。

計画推進の視点



人権を尊重する意識の向上

人権の大切さとそれを尊重すること、人権の意義や重要性について、市民一人ひと りの心や考え方に定着するよう、人権尊重の意識を高めるための啓発を行います。

また、市民が日常生活において、人権問題について捉える感性を養うとともに、人 権に配慮する姿勢を持ち、行動できるようになることを目指します。

個人の尊厳の確保と共生社会※の形成

市民一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、個人個人が自由な意思を持ち、 社会的責任を担って能力を発揮することができる社会を目指します。

また、市民が、年齢、性別、習慣、考え方、国籍、文化等の様々な違いをお互いに認 め合い、人権を尊重して支え合うことのできる共生社会の実現を目指します。

相談・支援体制の充実

人権侵害を未然に防ぐことのほか、実際に被害を受けた人や問題を抱え悩んでいる 人が安心して相談できる窓口と、問題解決を図るための支援体制の充実に努めます。

また、相談内容の多様化に伴い、より適切に対応できる体制の強化を目指し、相談 機関相互における情報共有と連携を進めるとともに、人権に関わる業務従事者の資質 向上を目指します。

3 計画の体系



計画の基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会づくり

<計画推進の視点>

- ① 人権を尊重する意識の向上
- ② 個人の尊厳の確保と共生社会の形成
- ③ 相談・支援体制の充実

様々な人権課題への取組 (第4章)

- 1 同和問題
- 2 女性
- 3 子ども
- 4 高齢者
- 5 障害者
- 6 H I V 感染者等
- 7 外国人
- 8 犯罪被害者等
- 9 インターネットによる 人権侵害
- 10 災害と人権
- 11 性的指向·性自認
- 12 その他の人権課題

人権教育・啓発の推進 (第5章)

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

2 人権に関係する 特定職業従事者に 対する研修の推進

第4章

様々な人権課題への取組

1 同和問題

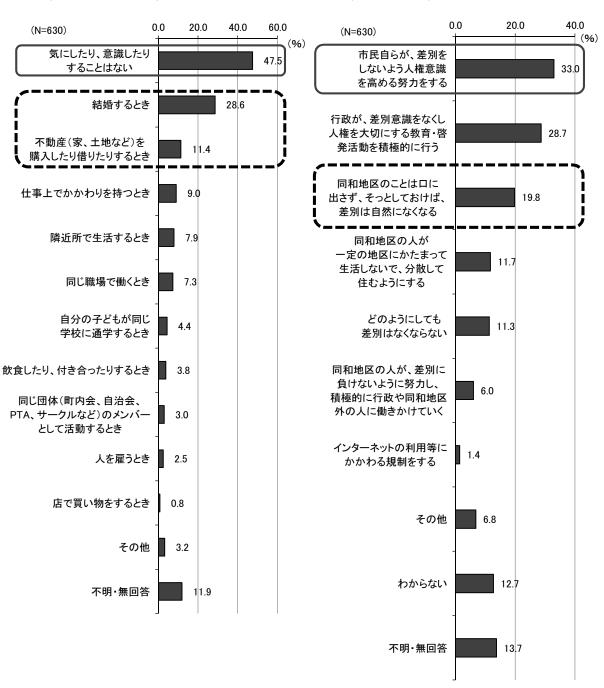


現状と課題

- ○同和問題は、我が国の社会の歴史的発展の過程で形成された身分階層に基づく差別によって、現在においても日本国憲法で保障されている「職業選択の自由」や「結婚の自由」等の基本的人権が保障されておらず差別を受けるという、重大な社会問題です。
- ○国の部落差別問題対策では、昭和 40 (1965) 年に出された同和対策審議会の答申で、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけられ、昭和 44 (1969) 年に「同和対策事業特別措置法」(同対法)を施行しました。その後も昭和 57 (1982) 年に「地域改善対策特別措置法」(地対法)、昭和 62 (1987) 年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)が成立し、地域改善対策特定事業が進められてきました。平成 14 (2002) 年には同和対策事業を特別対策として位置づけた法律が失効し、一般対策に移行しました。
- 〇インターネット上での同和地区出身者を差別する発言や、同和問題への誤った意識を植え付ける「えせ同和行為*」が、今なお問題となっています。平成 28 (2016) 年には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)を施行し、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体では地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることと定められました。
- ○市民意識調査では、同和地区や同和問題の認知度は約9割となっています。同和地区や同和地区の人ということを気にしたり、意識したりすることがあるかでは、「気にしたり、意識したりすることはない」が47.5%ともっとも高くなっている一方で、「結婚するとき」が28.6%、「不動産(家、土地など)を購入したり借りたりするとき」が11.4%となっています。普段の生活の中で、同和問題を気にする人は少なくなっていると考えられますが、自分の家や家族が関わることになると、意識してしまう人が少なくないという結果になっています。偏見や不当な差別の解消に向けて、解決していかなくてはいけない大きな課題といえます。
- ○同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思うかでは、「市民自らが、 差別をしないよう人権意識を高める努力をする」が 33.0%ともっとも高くなっている 一方で、「同和地区のことは口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」 が 19.8%となっています。同和問題には触れない方がいいという認識を解消すること が重要であり、差別や人権問題に対する無関心をなくしていくことが求められます。 市民一人ひとりが、正しい知識と理解を持って同和問題に取り組んでいくことが必要 です。

■市民意識調査

- ※「同和地区や同和問題について知っていますか」の設問に対し、<u>「同和地区や同和問題は知ら</u>ない」以外を選択された方におうかがいしています。
- 問)あなたは、同和地区や同和地区の 人ということを気にしたり、意識 したりすることがありますか (○はいくつでも)
- 問) あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが大切だと思いますか (2つまで○)



正しい理解と認識を深める教育・啓発の推進

差別意識や偏見を解消するため、効果的な教育・啓発活動を積極的に推進し、同和問題に対する正しい理解と認識を深める取組を行います。また、ふれあい交流センター等で行う交流事業を促進し、市民間の相互理解が深まることによって、一人ひとりの人権意識が高まることを目指します。

相談・支援体制の充実

様々な相談機関と連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じ、地域の実情を 的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取組を推進 します。





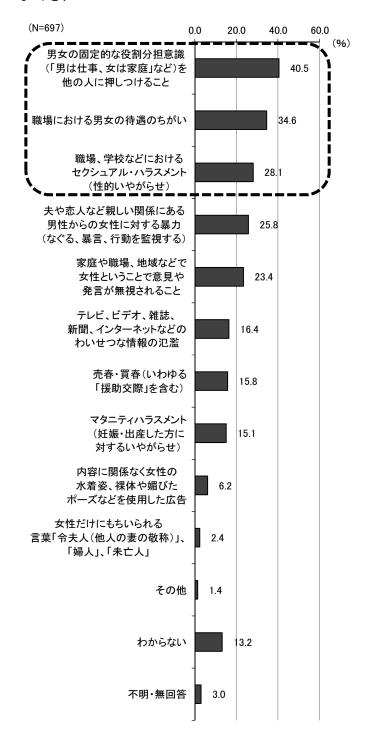
現状と課題

- ○近年では、男女平等の意識が広く定着しはじめていますが、家庭や職場、政治分野等、 男女平等が実態として進んでいない場面が依然としてみられます。
- ○国連では、昭和50(1975)年を「国際婦人年」、その後10年を「国連婦人の10年」とし、女性の地位向上や男女平等への取組を進めました。昭和54(1979)年には、「女子差別撤廃条約」が採択され、締結国に対し、女性のあらゆる差別への撤廃のための措置を求めています。近年では、平成12(2000)年に「女性2000年会議」が開催され、女性の人権に関する成果文書が採択されました。
- ○我が国では、昭和 60 (1985) 年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成 11 (1999) 年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、女性への暴力等の防止施策として、平成 12 (2000) 年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)、平成 13 (2001) 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が施行されました。
- ○本市では、平成 19 (2007) 年度に策定した「香美市男女共同参画プラン『人と人 思いやりプラン』」について、平成 28 (2016) 年6月に第2回改訂版を策定し、男女が平等で対等なパートナーとして、心豊かで安心して暮らすための地域づくりができる社会の構築に向けて、引き続き取り組んでいます。
- ○市民意識調査では、女性に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることについて、「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)を他の人に押しつけること」が40.5%ともっとも高く、次いで「職場における男女の待遇のちがい」が34.6%、「職場、学校などにおけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」が28.1%となっています。今後、男女共同参画の視点に立った意識づくりや環境づくりが不可欠であり、男女が性別にとらわれず、個人として尊重される社会が実現されるよう、人権教育や啓発に取り組んでいくことが必要です。
- ○市民ワークショップでは、家庭における女性の人権について、学校等において集会や研修の場を設けて、男女共に学ぶことが重要であるといった意見や、セクシャル・ハラスメントを知らないことも人権侵害であり、ハラスメントについて学ぶ場を設けるとともに、学び続けることが大切といった意見が出ました。男女共同参画やセクシャル・ハラスメントについて学ぶことができる学習会等の充実を図るとともに、一人でも多くの市民が参加できるよう、その周知・啓発に努めることが必要です。

■市民意識調査

問)女性に関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのは どのようなことですか

(3つまで〇)



男女共同参画の推進及び男女平等の意識づくり

「香美市男女共同参画プラン『思いやりプラン』2016 改訂版」の理念に基づき、家庭、地域、職場、学校等、社会全体で、性別に関わらず、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、あらゆる機会を通じて男女共同参画や男女平等の意識づくりを行うとともに、女性の人権侵害に対して適切な対応を行うため、関係機関と連携した支援体制の強化を図るとともに、女性の人権に関する法制度の周知、啓発を行います。

女性に対する暴力の根絶及び適切な支援と相談体制の整備

DV (ドメスティック・バイオレンス) について、暴力の根絶に向けて、関係機関との連携を一層強化し、引き続き相談や自立支援等、被害者の支援に取り組みます。セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為等についても、啓発を通して、人権侵害行為の防止に努め、関係機関と連携し、被害者への適切な支援と相談体制を整備します。

保育・介護サービスの充実及び家庭と仕事の両立支援

社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮ができるよう、幅広い関係機関との連携や家族の一員としての役割を男女が協力して果たすことができるよう、保育・介護サービスの充実や家庭と仕事の両立への支援を推進します。

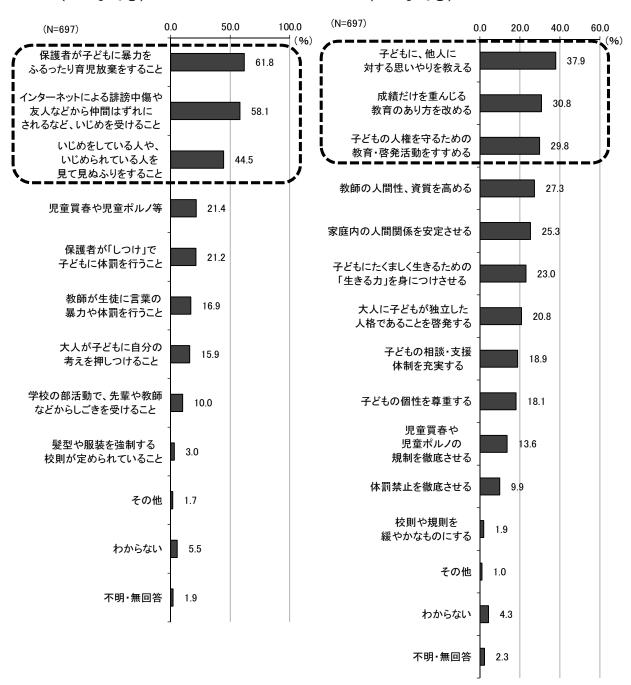




- ○家族形態の多様化や共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化、子どもの貧困の増加、インターネットやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)利用の低年齢化等、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化するなか、児童虐待や育児放棄、いじめ等の子どもの人権侵害が社会問題になっています。
- ○国連では、昭和 34(1959)年に「児童の権利に関する宣言」が、平成元(1989)年には「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が採択され、子どもの基本的人権を国際的に保障しています。
- ○我が国では、平成6(1994)年に「子どもの権利条約」に批准し、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。その後も、平成11(1999)年の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)、平成12(2000)年の「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)の施行等、法整備が進んでいます。近年では、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」が、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、いじめや貧困等の社会課題への対応が図られています。
- 〇本市では、平成 26 (2014) 年度に「香美市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の充実を図るとともに、平成 25 (2013) 年度に策定した「香美市教育振興基本計画」に基づき、「郷土を愛し、未来を拓く人づくり」に努めています。
- ○市民意識調査では、子どもに関する事柄で、特に人権上問題があると思われることについて、「保護者が子どもに暴力をふるったり育児放棄をすること」が 61.8%ともっとも高く、次いで「インターネットによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、いじめを受けること」が 58.1%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること」が 44.5%となっています。子どもへの虐待や、いじめに対する問題意識の高さがうかがえます。保護者による暴力等、地域や社会から見えづらい場所で行われる人権侵害に対応していけるよう、関係機関等との連携を強化していくとともに、学校教育等における人権教育の徹底が求められます。
- ○子どもの人権を守るために特に必要なことでは、「子どもに、他人に対する思いやりを教える」が37.9%ともっとも高く、次いで「成績だけを重んじる教育のあり方を改める」が30.8%、「子どもの人権を守るための教育・啓発活動をすすめる」が29.8%となっています。子どもたちへ人権尊重の心を育てる人権教育を進めるとともに、大人の人権意識向上のための人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

- 問)子どもに関する事柄で、特に人権 上問題があると思われるのはど のようなことですか
 - (3つまで〇)

問)子どもの人権を守るために特に 必要なことはどのようなことだ と思いますか (3つまで○)



子どもが健やかに育つための環境づくり

「香美市子ども・子育て支援事業計画」や「香美市教育振興基本計画」との連携を図り、子どもが健やかに育ち、豊かな人間性を育むことができるよう、子育て支援、青少年の健全育成に取り組みます。

問題状況の早期把握と速やかな対応

家庭や地域社会全体の子育て力が低下し、児童虐待等の問題の発生が懸念されることから、子どもの権利についての認識を深めるための研修を通じて人権意識を高めるとともに、関係機関の連携のもと、問題状況の早期把握と速やかな対策に取り組みます。

子どもの人権を守る体制づくり

「子どもは保護の対象であるとともに、権利の主体である」という視点に立って、子どもの意思が尊重され権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりをさらに推進するとともに、関係機関との連携を強化するなど子どもの人権を守る体制の充実を図るほか、相談体制の充実に取り組みます。

地域ぐるみの子育で支援

子どもが個性を発揮し、主体性や創造性を育みながら成長できる環境を整えるため、 家庭・学校・地域が連携し、各種団体の参画や多様な活動を通じて、地域ぐるみで子 育てへの関わりを広げます。

不登校対策

小中学校の重点施策として、不登校対策を強化し、長欠児童生徒の減少を図ります。

いじめ対策・問題行動対策

いじめ防止に向けた取組の推進と、生徒指導上の諸問題の未然防止に取り組みます。 自立支援教室充実に向けた研究を行います。

子どもが人権を学ぶ機会づくり

思いやりの気持ちを持ち、他者を尊重できる人権意識や、誰もが生まれながらに持っている人権について、学習や体験を通して考える機会を設けます。

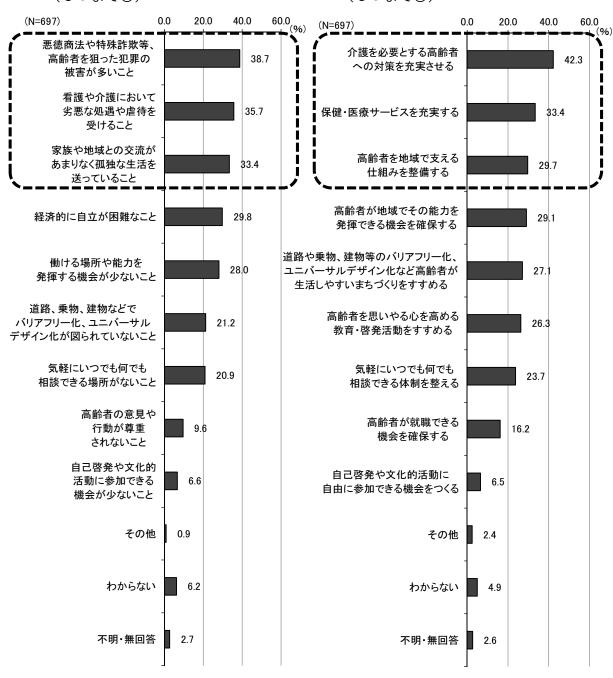




- ○近年、高齢化の一層の進行に伴い、認知症や介護を必要とする高齢者が増加することで、家族介護の負担は非常に重くなっています。こうしたなか、高齢者に対する虐待 や介護放棄等が社会問題になっています。
- ○我が国では、平成7(1995)年の「高齢社会対策基本法」、平成8(1996)年の「高齢社会対策大綱」において、高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針が示されました。 平成12(2000)には、「介護保険制度*」が導入され、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりが進められています。また、平成18(2006)年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行され、高齢者の虐待防止と虐待からの救済、介護者の支援等に関する取組を推進しています。
- ○本市では、平成 29 (2017) 年度に「第7期香美市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者行政を推進するとともに、市地域包括支援センターと市社会福祉協議会が中心となり、認知症サポーターの養成講座を開催するなど、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに取り組んでいます。
- ○市民意識調査では、高齢者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることでは、「悪徳商法や特殊詐欺等、高齢者を狙った犯罪の被害が多いこと」が 38.7%ともっとも高く、次いで「看護や介護において劣悪な処遇や虐待を受けること」が 35.7%、「家族や地域との交流があまりなく孤独な生活を送っていること」が 33.4%となっています。高齢者が自分で自分の身を守れるよう、悪徳商法等に関する情報提供や講座を充実し、周知啓発に努めるとともに、関係機関等と連携した高齢者の人権を守る取組の強化が求められます。
- ○高齢者の人権を守るために特に必要なことでは、「介護を必要とする高齢者への対策を 充実させる」が 42.3%ともっとも高く、次いで「保健・医療サービスを充実する」が 33.4%、「高齢者を地域で支える仕組みを整備する」が 29.7%となっています。高齢者 が安心して暮らせるための仕組みづくりや、地域において孤立を防ぐための取組が必 要です。
- ○市民ワークショップでは、高齢者の虐待防止について、近隣や地域の見守りを充実させることが重要との意見が出ました。高齢者の人権について市民に広く周知·啓発し、地域において高齢者を見守り、支える意識を醸成していくことが必要です。

- 問) 高齢者に関する事柄で、特に人権 上問題があると思われるのはど のようなことですか
 - (3つまで〇)

問) 高齢者の人権を守るために特に 必要なことはどのようなことだ と思いますか (3つまで○)



虐待防止に関する取組の推進

高齢者虐待(身体的・性的・心理的・経済的)及びネグレクト(介護放棄)等の問題については、県や社会福祉協議会、社会福祉法人等と連携し、早期発見・防止のための地域支援体制づくりを推進するとともに、発見者の通報義務の周知徹底や相談窓口の設置、虐待を受けている高齢者を保護するための緊急措置等を拡充します。

高齢者の社会参加活動の促進

働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加していることから、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できるよう社会参加に向けた取組を進め、社会参加の促進やシルバー人材センターの活用等による雇用・就業機会の確保等、総合的な高齢者対策の推進を図ります。さらに、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するとともに、高齢者の人権問題に係る啓発活動に取り組みます。

権利擁護の推進

認知症等により判断能力が不十分な高齢者については、介護する家族だけでなく、近隣地域の人々が正しい知識を得て協力することにより認知症の方やその家族にとって心強い支えになります。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を地域で温かく見守り支援する認知症サポーターの養成講座を市地域包括支援センターと市社会福祉協議会が中心となり地域や各種団体、職場で開催しています。また、成年後見制度*の利用促進による権利の擁護を図るとともに、消費者被害防止のための情報提供等を地域包括支援センターによる訪問、民生委員等による見守りを通じて行います。

高齢者福祉サービス及び介護サービスの充実

高齢者が寝たきりや認知症等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会との関わりを持ちながら生活できるよう「香美市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービスや介護サービスの提供基盤の整備、介護サービスの質の向上に取り組みます。

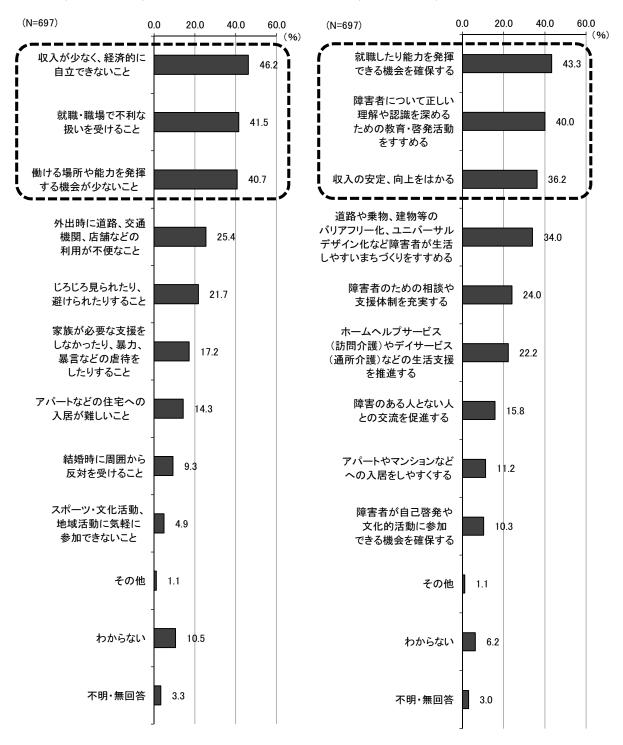




- ○障害の有無に関わらず誰もが活躍できるノーマライゼーション*社会の実現が求められる中で、障害に対する差別的な考えが起因した悲惨な事件が発生するなど、障害のある人への理解促進が必要となっています。
- ○国連では、昭和56(1981)年を「国際障害者年」とし、「完全参加と平等」という理念にのっとり、障害のある人の機会や権利を擁護する取組が進められました。平成18(2006)年には「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、様々な分野で障害のある人の権利を保障するための取組を締約国に求めています。
- ○我が国では、平成5 (1993) 年に「心身障害者対策基本法」を改正した「障害者基本法」が施行され、障害のある人の個人の尊厳が重んぜられ、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を持つこと、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが明らかにされました。近年では「障害者権利条約」の批准に向け、平成23 (2011) 年に「障害者基本法」の改正、平成24 (2012) 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)、平成25(2013)年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)、平成28 (2016) 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行等の法整備が進み、平成26 (2014) 年には「障害者権利条約」に批准し、我が国で効力が生じることとなりました。
- 〇本市では、平成 29 (2017) 年度に「第3次香美市障害者計画」「第5期香美市障害福祉計画」「第1期香美市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現を目指して取り組んでいます
- ○市民意識調査では、障害者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることでは、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が 46.2%ともっとも高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」が 41.5%、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」が 40.7%となっています。特に障害者の就労に関して、市民の問題意識が高くなっています。関係機関等と連携しながら、障害者の人権を守り、自立した生活を支援する取組の強化が求められます。
- ○障害者の人権を守るために特に必要なことでは、「就職したり能力を発揮できる機会を確保する」が 43.3%ともっとも高く、次いで「障害者について正しい理解や認識を深めるための教育・啓発活動をすすめる」が 40.0%、「収入の安定、向上をはかる」が 36.2%となっています。就労をはじめとする障害者の社会参加への支援や、障害や障害者についての正しい理解と認識を深めるための教育や啓発を推進することが求められます。

- 問) 障害者に関する事柄で、特に人権 上問題があると思われるのはど のようなことですか
 - (3つまで〇)

問)障害者の人権を守るために特に 必要なことはどのようなことだ と思いますか (3つまで○)



虐待防止に関する取組の推進

障害のある方への虐対防止に向けたシステムの整備に取り組み、虐待の早期発見・防 止対策を推進します。

就労支援と就労の場の確保

障害のある方の就業機会の拡大を図るため、関係機関と連携し、企業等に対して障害者雇用への理解や周知に努め、障害のある方に適した仕事の開発についても働きかけを進めていきます。

権利擁護の推進

判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう、成年後見制度の利用についての支援 を進めていきます。

相談窓口の周知及び相談支援の充実

障害のある人が人生の様々な過程において、社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することのできる社会の実現を図るため、「香美市障害福祉計画」が策定されました。各種障害者福祉のサービス確保に努めるとともに、障害のある人及びその家族の支援のために、さらなる相談窓口の周知や相談支援の充実を推進します。

共生社会を目指すインクルーシブ教育*の充実

きめ細やかな教育を保障することで、段差のない共生社会を目指します。総合教育支援センター設置に向けた研修を進めます。山田養護学校(平成31(2019)年4月から山田特別支援学校)等、専門性の高い教育機関との交流を日常的に行い、学校教育の質を高めます。

福祉と教育の連携強化

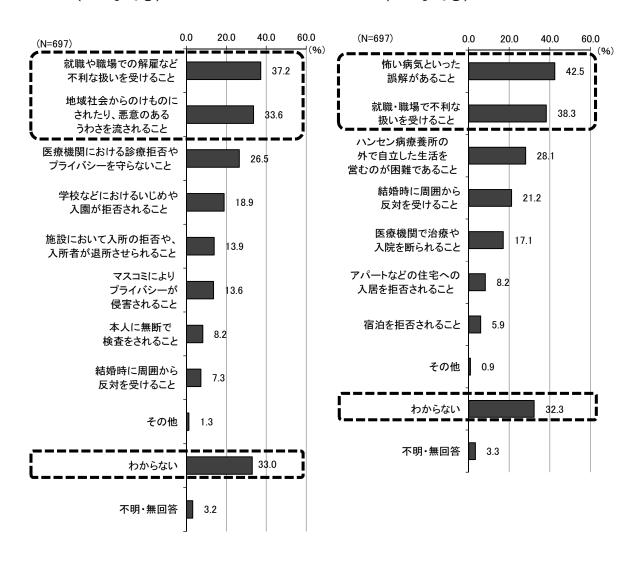
福祉と教育との連携を図り、障害児が一貫した教育を継続できるように取り組みます。 発達障害に関しては、福祉と教育が連携し、就学や進学等ライフステージが変わる際 に、それまで蓄積された支援情報や成果が引き継がれるよう「香美市教育支援ファイ ル*」や「つながるノート*」の活用を進めていきます。





- ○近年、H I V感染症の治療は進歩し、発病を抑えることも可能になってきています。 しかしそのためには薬の服用が必要であり、医療費が相当な負担になることから、平 成 10(1998)年にH I V感染者等を免疫機能障害とし、障害認定の対象となりました。
- 〇ハンセン病は、感染力の非常に弱い「らい菌」による感染症です。現在は治療方法も確立され、後遺症もなく治癒しますが、平成8(1996)年に「らい予防法」が廃止されるまで、戦前からの誤った認識による強制隔離政策が行われていました。現在でも、患者や元患者、その家族に対する差別や偏見がみうけられます。こうしたことから、平成21(2009)年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が施行されました。
- ○平成 11 (1999) 年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)では、H I V 感染者等やハンセン病患者・元患者を含めた感染症患者等の人権を尊重した対策を総合的に進めることが目指されています。しかし、感染症患者等の人権を擁護する法整備が進む一方、感染症に対する正しい知識と理解の普及は十分とはいえない状況にあります。今後は様々な感染症に対して正しい認識を持ち、患者やその家族等の人権が尊重されることが求められます。
- ○本市では、H I V感染者等、ハンセン病患者等の人権擁護に向けた取組として、偏見 や差別等をなくすための啓発活動を行っています。
- ○市民意識調査では、エイズ**患者・H I V感染者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることでは、「就職や職場での解雇など不利な扱いを受けること」が 37.2% ともっとも高く、次いで「地域社会からのけものにされたり、悪意のあるうわさを流されること」が 33.6%、「わからない」が 33.0%となっています。
- ○ハンセン病元患者等に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることでは、「怖い病気といった誤解があること」が 42.5%ともっとも高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」が 38.3%、「わからない」が 32.3%となっています。
- ○どちらも社会の場において不当な扱いを受けることや、誤った認識から差別が生じる ことが懸念されており、感染者等の人権を守るためには、正しい情報の提供や理解を 深めるための教育・啓発活動の重要性がうかがえます。

- 問) エイズ患者・H I V 感染者に関する 事柄で、特に人権上問題があると思 われるのはどのようなことですか (3つまで○)
- 問)ハンセン病元患者等に関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか(3つまで○)



HIV感染者等に関する正しい知識の普及及び啓発活動

HIV感染者等に対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動や、採用時や職場内において不当な取り扱いを受けないための啓発活動を進め、HIV感染者等が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

ハンセン病に関する正しい知識の普及及び啓発活動

ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を解消するため、積極的な啓 発活動を推進します。

相談・支援体制づくり

市民がより相談をしやすくなるよう、高知県と連携した取組を推進します。











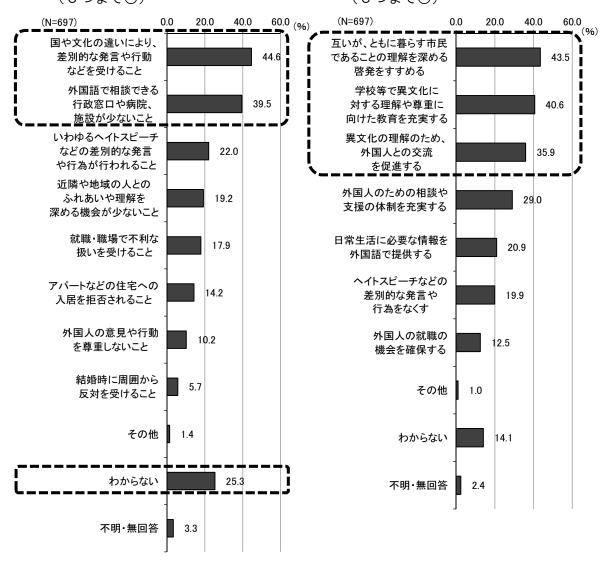






- ○国際化の進展に伴い訪日する外国人や日本で生活する外国人が増加するなか、人種や 民族、国籍に関わらず、互いを尊重しあう多文化共生社会を築いていくことが求めら れます。一方で、外国人であることを理由とした就労や入居、入店の際の差別や、特定 の民族等の人々へ差別的な言動をするヘイトスピーチが社会的な問題となっています。
- ○国連では、昭和23 (1948) 年に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言」が採択されたことを受け、昭和38 (1963) 年に「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する宣言」、昭和40 (1965) 年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)が採択され、締約国は、人種差別の防止とそのための措置を取ることが義務付けられました。
- ○我が国では、平成7(1995)年に「人種差別撤廃条約」に批准し、人種・民族等を理由とするあらゆる差別の撤廃に対する取組を進めています。近年では、平成28(2016)年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、ヘイトスピーチを抑止・解消する取組が進められています。
- ○本市では、外国人に関しての人権教育・啓発活動を実施してきました。本市総人口に 占める外国人の割合は少しずつではあるものの上昇傾向となっており、また、高知工 科大学があることから、外国人留学生も多く、今後はさらに、互いがともに暮らす市 民であることの理解を深める啓発を進めることが求められます。
- ○市民意識調査では、日本に住む外国人に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることでは、「国や文化の違いにより、差別的な発言や行動などを受けること」が44.6%ともっとも高く、次いで「外国語で相談できる行政窓口や病院、施設が少ないこと」が39.5%、「わからない」が25.3%となっています。
- ○外国人の人権を守るために特に必要なことでは、「互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める啓発をすすめる」が 43.5%ともっとも高く、次いで「学校等で異文化に対する理解や尊重に向けた教育を充実する」が 40.6%、「異文化の理解のため、外国人との交流を促進する」が 35.9%となっています。外国人が暮らしやすいまちづくりに向けて、多文化共生の実現に向けた相互理解・交流の推進や、分かりやすい情報提供等によるコミュニケーション支援が求められます。

- 問)日本に住む外国人に関する事柄で、 特に人権上問題があると思われる のはどのようなことですか (3つまで〇)
- 問)外国人の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと 思いますか (3つまで○)



「意識の国際化」の推進

市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うように「意識の国際化」を推進するとともに、高知県をはじめ、関係機関やNPO等の連携・協働による共生社会の実現に向けた取組を推進します。

共生社会実現に向けた教育

学校教育において、言語、習慣、文化、宗教等の違いから生じる差別や偏見をなくすため、様々な国籍を持つ人々を理解・尊重する姿勢を育成し、共生社会実現に向けた教育の充実を図ります。

外国人の人権に関する正しい知識の普及及び啓発活動

外国籍市民の人権についての正しい理解と認識を広げるため、引き続き高知県と連携 を図りながら、効果的な啓発活動を推進します。

相談窓口の周知

外国語で人権相談に応じることができる相談窓口の周知を図ります。



8 犯罪被害者等

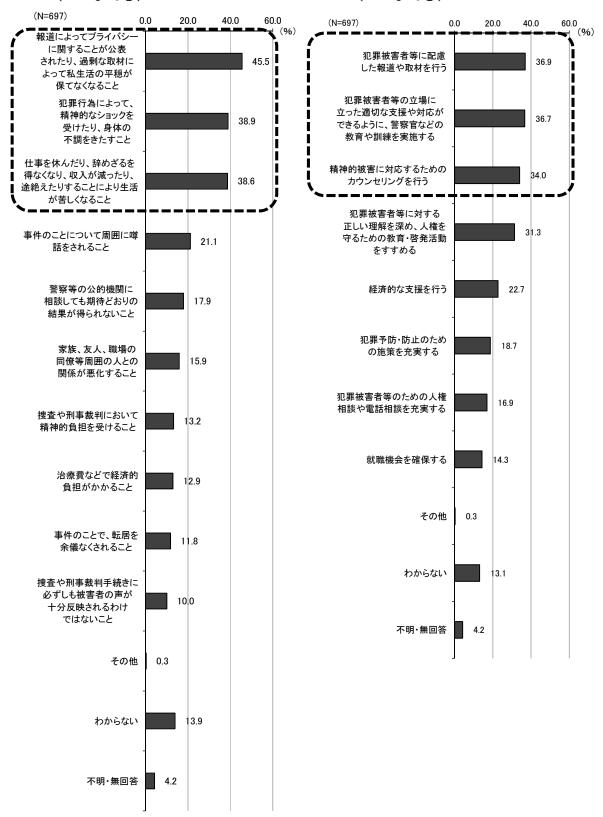


- ○犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等、二次的な被害を受けることが問題となっています。
- ○国では、平成 17 (2005) 年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体に対しては、相談体制の整備等が求められています。
- ○本市では、犯罪被害者等の人権を守るための啓発や相談・支援体制の充実に努めています。
- ○市民意識調査では、犯罪被害者等に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることについてみると、全体では「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、過剰な取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が 45.5%ともっとも高く、次いで「犯罪行為によって、精神的なショックを受けたり、身体の不調をきたすこと」が 38.9%、「仕事を休んだり、辞めざるを得なくなり、収入が減ったり、途絶えたりすることにより生活が苦しくなること」が 38.6%となっています。
- ○犯罪被害者等の人権に配慮するために特に必要なことについてみると、全体では「犯罪被害者等に配慮した報道や取材を行う」が36.9%ともっとも高く、次いで「犯罪被害者等の立場に立った適切な支援や対応ができるように、警察官などの教育や訓練を実施する」が36.7%、「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」が34.0%となっています。

問) 犯罪被害者等に関する事柄で、特に 人権上問題があると思われるのは どのようなことですか

(3つまで〇)

問)犯罪被害者等の人権に配慮するために特に必要なことはどのようなことだと思いますか(3つまで○)



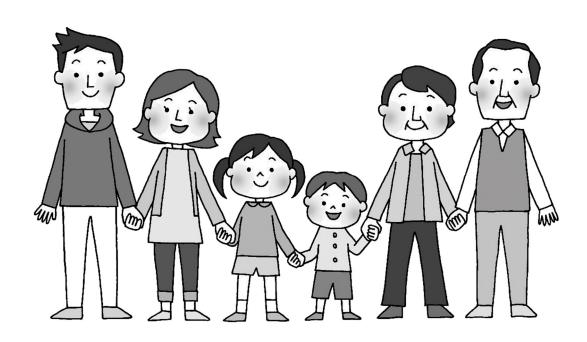
施策の方向

犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発

関係機関と連携し、犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発に取り組みます。

犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

犯罪被害者等の受けた被害を察する心や、相手の気持ちになって考えられる力を身に付ける教育・啓発を推進するとともに、犯罪被害者等の相談・支援体制の充実を図ります。

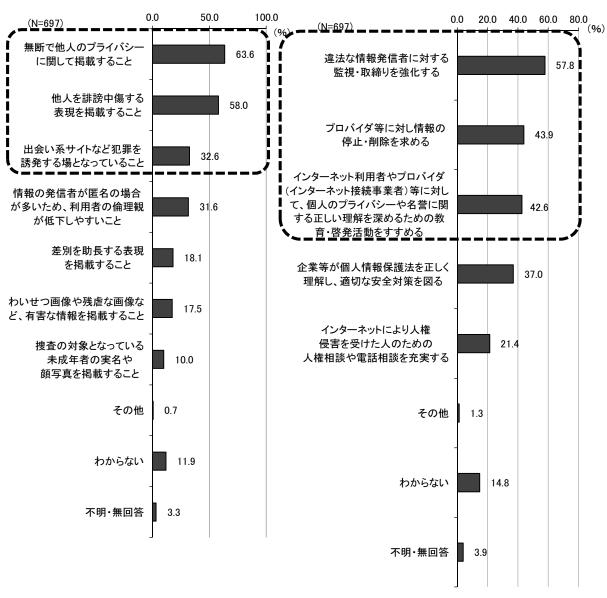


9 インターネットによる人権侵害



- ○情報社会の進展により、インターネットを通じて誰もが情報の発信・収集が可能となった一方、その匿名性や容易さから、他人を誹謗・中傷する書き込みや個人情報の無断掲示等がみられ、個人の名誉やプライバシーを侵害することが人権問題となっています。また、インターネット上に一度でも情報が掲載されると、完全な削除が難しいことや、インターネット利用の低年齢化により、幼少期から正しい利用や危険性について啓発することが重要な課題となっています。
- ○我が国では、平成 14 (2002) 年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)が施行され、人権を侵害する書き込みに対しての取り締まりが進められています。また平成 21 (2009) 年に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)が平成 30 (2018) 年に改正され、18 歳未満の青少年のフィルタリングサービス[※]の義務付けが強化されました。平成 26 (2014) 年にはいわゆるリベンジポルノ[※]への対策として、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法)が施行され、性的な画像等のインターネット上へのばらまき防止が図られています。
- ○本市では、インターネットの便利さに潜む危険性について正しく理解し、正しい利用 方法等について理解できる啓発活動を推進しています。さらに、インターネットを利 用する上で必要最低限の法令や権利、マナーに関することや人権侵害が起こった場合 の対応方法の周知についても取り組んでいます。
- ○市民意識調査では、インターネットに関する事柄で、特に人権上問題があると思われることでは、「無断で他人のプライバシーに関して掲載すること」が 63.6%ともっとも高く、次いで「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」が 58.0%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が 32.6%となっています。
- ○インターネットによる人権侵害を解決するために特に必要なことでは、「違法な情報発信者に対する監視・取締りを強化する」が57.8%ともっとも高く、次いで「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が43.9%、「インターネット利用者やプロバイダ(インターネット接続事業者)等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動をすすめる」が42.6%となっています。
- ○インターネットによる人権侵害については、規制や管理方法による人権擁護が強く求められる一方で、インターネットの危険性やモラルについて理解を深める啓発を一層推進していくことが必要です。

- 問) インターネットに関する事柄で、 特に人権上問題があると思われる のはどのようなことですか (3つまで○)
- 問)インターネットによる人権侵害を 解決するために特に必要なことは どのようなことだと思いますか (3つまで○)



情報モラル等に関する啓発

インターネットの便利さに潜む危険性について正しく理解し、情報モラルやマナー、 法令、権利についての理解を深めるための啓発活動を推進します。

人権侵害への対応の啓発と関係機関との連携強化

インターネットによる人権侵害が起こった場合の対応方法と相談窓口の周知を図っていきます。また迅速な対応ができるよう、高知県や法務局との連携強化を図っていきます。

小中学校における情報教育の取組

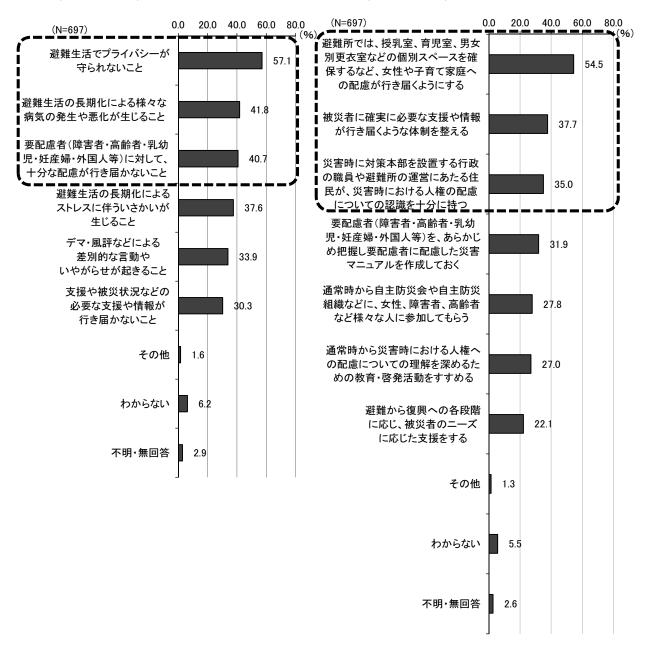
道徳の授業やSNSの実践等の学習において、情報発信メディアの利用に伴う危険性の認知、個人のプライバシーに対する理解、モラルの醸成といった情報教育を推進します。また、適切な利用についての家庭でのルールづくり等の取組を行います。





- ○平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災は、多くの人命を奪い、人々の暮らしを一変させただけでなく、農林水産業、製造業、観光業等が風評被害に見舞われ、国においても広範囲にわたる大災害に対する対策の難しさ、重要性を認識させられることとなりました。
- ○災害後、被災した人々の長期化した避難所生活のストレスだけでなく、避難所においてプライバシーが保護されないという問題も発生しました。女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人等への避難所生活での配慮も問題になりました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生により、根拠のない思い込みや偏見から、原発事故による避難者のホテルでの宿泊拒否や、子どもが避難先の学校でいじめられる人権問題も発生しています。
- ○本市では、近隣市町村と協力して知的・発達障害者を対象とした広域福祉避難所の協定を結ぶなど体制づくりを進めています。また住民の防災意識を高め、家庭や職場、学校における地域の防災行動を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育を推進しています。
- ○南海トラフ地震が発生した場合、高知県内では多数の避難者が発生し、特に沿岸部の市町村で、避難所の収容能力に不足が想定されることから、中央圏域 14 市町村において、広域避難に関する協定を締結しました。今後、他市町村からの避難受け入れ要請に対応できるよう、体制整備を進めることが重要です。
- ○市民意識調査では、地震など災害が起きた場合に、特に人権上問題があると思われることについてみると、全体では「避難生活でプライバシーが守られないこと」が 57.1% ともっとも高く、次いで「避難生活の長期化による様々な病気の発生や悪化が生じること」が 41.8%、「要配慮者(障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等)に対して、十分な配慮が行き届かないこと」が 40.7%となっています。
- ○地震など災害時において人権に配慮するために特に必要なことについてみると、全体では「避難所では、授乳室、育児室、男女別更衣室などの個別スペースを確保するなど、女性や子育て家庭への配慮が行き届くようにする」が 54.5%ともっとも高く、次いで「被災者に確実に必要な支援や情報が行き届くような体制を整える」が 37.7%、「災害時に対策本部を設置する行政の職員や避難所の運営にあたる住民が、災害時における人権の配慮についての認識を十分に持つ」が 35.0%となっています。

- 問) 地震など災害が起きた場合に、特に 人権上問題があると思われるのは どのようなことですか (3つまで○)
- 問)地震など災害時において、人権に配慮するために特に必要なことはどのようなことだと思いますか (3つまで○)



災害時の人権への配慮に関する教育・啓発

災害時においても、すべての人の人権が守られ、安心して生活を送れる社会の実現を 図ります。そのために、災害時の人権への配慮に関する教育・啓発を推進します。

避難支援における体制づくりの強化

避難行動要支援者の災害発生時における避難計画となる避難支援プランの策定を推進します。

災害弱者に配慮した避難所運営

災害時に災害弱者が安心して避難所生活を送れるよう、災害弱者に配慮した避難所運営ができるよう取り組みます。また、災害時要配慮者や避難行動要支援者を対象とした広域福祉避難所の体制づくりを進めていきます。

広域避難の受け入れ

南海トラフ地震等の大規模災害発生時は、県内の中央圏域における広域避難に関する協定に基づいた、他市町村からの避難要請に対して、可能な限り避難元のコミュニティ単位で避難先を確保するなど、広域避難者の支援に努めます。

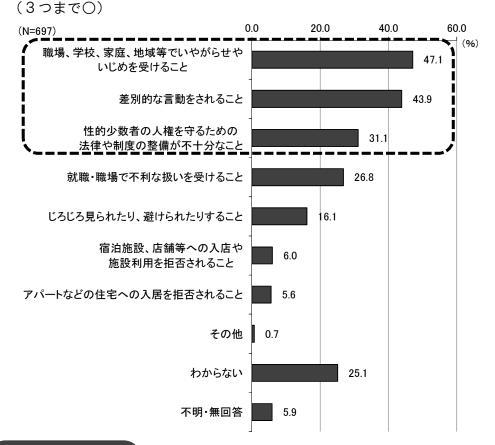


11 性的指向・性自認



- ○性的マイノリティ[※]とは、生物学的な性(からだの性)と性自認(こころの性)が一致しない性同一性障害の人々や、同性愛や両性愛といった性的指向等を持った人々のことをいいます。LGBTという言葉が広まりつつありますが、近年では、性的指向・性自認(Sexual Orientation and Gender Identity)の頭文字をとった「SOGI」(エスオージーアイ/ソギ/ソジ)という言葉が国際的には使われつつあります。性的指向と性自認はLGBTにあたる人だけでなく、すべての人に関係するという概念であり、性的マイノリティをより広範に捉えています。性的マイノリティは国内にも8%程度いるとする調査結果もありますが、正しい理解がないために差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲に自分の性についてカミングアウト[※]できない、といった社会生活における支障がみられます。
- ○世界では、平成 20 (2008) 年、国連総会でははじめてのLGBTに対する人権保護の 促進を求めるものとして、性的指向と性自認に関する声明が提出されました。平成 23 (2011) 年には性的指向と性同一性に関する国連決議がはじめて採択され、これをき っかけとして平成 24 (2012) 年には国連の政府間機関においてはじめてLGBTにつ いての正式な討論が行われました。
- ○我が国では、平成 16(2004)年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する 法律」(性同一性障害特例法)が施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別 変更が可能となりました。(平成 20(2008)年に一部改正)。
- ○本市では、今後国や県、先進自治体の取組等を参考にしながら、市民の性的マイノリティに対する理解を高める施策に取り組むとともに、相談支援体制を整備していくことが求められます。
- ○市民意識調査では、LGBTなどの性的少数者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われることについてみると、全体では「職場、学校、家庭、地域等でいやがらせやいじめを受けること」が 47.1%ともっとも高く、次いで「差別的な言動をされること」が 43.9%、「性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が不十分なこと」が 31.1%となっています。

問)LGBTなどの性的少数者に関する事柄で、特に人権上問題があると思われるのはどのようなことですか



施策の方向

性的指向・性自認に関する啓発活動

性的指向・性自認を理由に、誤った差別や偏見により人権が侵害されることがないよう、性的少数者が直面する問題を正しく理解し、差別や偏見をなくすための啓発活動に努めます。

相談支援体制づくり

安心して相談できる体制づくりや必要に応じて医療機関や民間団体等、関係機関と連携を取れる仕組みづくりを進めます。

学校教育における支援体制づくり

学校において、教職員への研修等により性的指向・性自認等についての理解を深め、 悩みや不安を抱える児童・生徒に対する相談・支援体制を充実し、多様性を尊重する 心を育む教育を推進します。

12 その他の人権課題

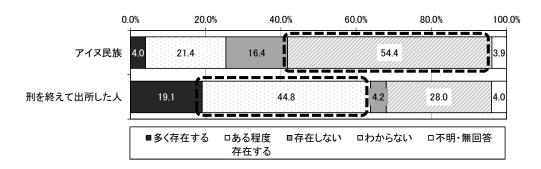


現状と課題

- ○市民意識調査では、アイヌ民族の人権侵害について、「わからない」が 54.4%ともっとも高く、次いで「ある程度存在する」が 21.4%、「存在しない」が 16.4%となっています。
- ○刑を終えて出所した人の人権侵害について、「ある程度存在する」が 44.8%ともっとも高く、次いで「わからない」が 28.0%、「多く存在する」が 19.1%となっています。

■市民意識調査

- 問)今の社会で下記の人権侵害があると思いますか
 - (○はそれぞれ 1 つずつ)



施策の方向

アイヌの人々

学校教育や社会教育を通じて、民族としての誇りや先住性に留意しながら、アイヌの 伝統に関する知識の普及及び啓発の推進を図っていきます。

刑を終えて出所した人

地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努めます。

その他の人権課題

北朝鮮当局による拉致問題や人身取引、ハラスメント問題等様々な人権課題に対して も、国や県と連携を図りながら、啓発の推進に努めます。

第5章 人権教育・啓発の推進

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進



現状と課題

【家庭・地域社会】

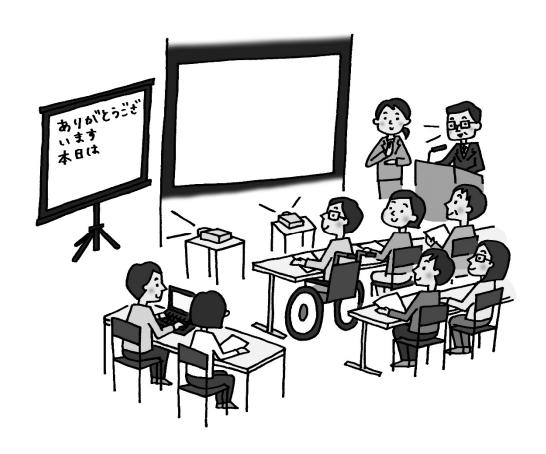
- ○家庭は、社会の基礎的な単位であり人権意識を養う場です。子どもは家庭での家族と のふれあいや日常生活を通じて、倫理観や自制心を育みます。しかし、核家族化、ライ フスタイルや働き方の多様化、地域のつながりの希薄化等、昨今の子育てを取り巻く 環境の変化により、家庭における育児力が低下し、適切な生活習慣や社会性の習得が できないこと等が社会問題にもなっています。
- ○高齢社会の進展により、寝たきりや認知症等、介護や支援を必要とする高齢者が増加 しており、老老介護の問題等、要介護者を抱える家族の心身への負担は非常に重くな っています。その結果、要介護者に対する虐待や介護放棄等の問題が生じています。 さらに、家庭内には労働や家事・育児に対する性別による固定的な役割分担意識が現 在でも根強く残っているほか、配偶者への暴力や子どもへの虐待等の問題も生じてい ます。
- ○地域は、もっとも身近な社会集団であり、様々な人との交流を通じて人権感覚を育む 場でもあります。しかし、社会情勢の変化から地域のつながりの希薄化が指摘されて おり、地域で人権意識を醸成する機会が失われつつあります。また、住民同士が互い を尊重し、自分らしく生きられる地域社会の実現が求められていますが、地域活動の 役職等では性別による固定的な役割分担もみられます。

【学校等の教育の場】

- ○学校等の教育の場は、子どもの人格の形成に大きな影響を与え、人権意識を育てる重 要な役割を果たします。また、差別や偏見のない多様性を認め合う社会を実現するに は、子どもたちが教育の場で様々な人と交流し、多様な分野について学ぶことで、思 いやりの心を育み、幅広い視野を持った態度・行動を身に付けることが大切です。
- ○いじめや体罰、不登校等、子どもや学校をめぐる人権課題は深刻な社会問題となって います。こうした課題を解決していくには、一人ひとりの人権意識の醸成とともに、 子どもが安心して相談や支援を受けられる体制づくりが求められます。また、高齢化 や国際化、情報化等によりめまぐるしく変化する社会情勢の中では、高齢者や障害の ある人、外国人等との交流や学習を通じて、様々な人権問題についての認識を深めら れる人権教育を行うことも大切です。
- ○子どもへの人権教育の推進のためには、学校が家庭や地域社会と連携して教育活動を 行うとともに、指導者である教職員や保育士等が人権についての適切な認識を持ち、 様々な人権課題についての知識や理解を深めることが求められます。

【職場】

- ○行政が市民や企業等事業所に適切な人権教育・啓発を行うことや、公正なサービスを 提供するためには、市職員一人ひとりが様々な人権課題についての認識を持ち、人権 尊重を基本として職務を遂行することが求められます。
- 〇企業等事業所は、地域社会を構成する一員として、社会に貢献し豊かな地域づくりに 資する責務があります。この責務のことを、専門用語ではCSR[※](企業の社会的責任) といいます。平成22(2010)年に発行された「ISO26000[※]」という組織の社会的 責任に関する国際規格では、企業をはじめ、様々な組織・団体で人権尊重の視点を持 った取組が求められています。事業主は、性別や年齢、国籍、障害の有無等にとらわれ ず、誰もが活躍できる環境づくりを進めていく必要があり、公正な人事採用や評価、 賃金・昇進の格差の解消、職場におけるいじめやハラスメント等の解決等、人権に関 わる課題に取り組むことが求められます。
- ○市民意識調査では、人権問題について理解を深め、人権意識を高めるためには、今後 どのような取組を行えばよいと思うかでは、「学校教育のなかでの人権尊重への理解を 育む」が 57.8%ともっとも高く、次いで「慣習や社会の仕組みを改善する」が 34.0%、 「家庭のなかで人権尊重への理解を育む」が 30.8%となっています。(※グラフは 11 ページ参照)



家庭教育の充実

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権感覚が身に付き、様々な場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供を推進します。また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実を図り、家庭内における暴力や虐待等の人権侵害の発生を未然に防ぐために、他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に取り組みます。さらに保護者に対しては、人権参観日や小中学生のいじめ防止サミット等において啓発を図り、人権意識が高まるよう取組を推進します。

生涯を通じた学ぶ機会の提供

市民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、真に人権 が尊重される社会づくりを推進するため、生涯を通じて人権に関して学ぶことができ るよう一層取組の充実を図っていきます。

人権感覚の芽生えにつながる就学前教育

「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」に基づき、生活体験、心身の発達の過程等を考慮しながら、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えにつながる保育・教育を推進します。

自他を尊重する心を育てる人権教育の推進

「学習指導要領」等に基づき、自ら学び自ら考える力を付けるとともに、豊かな人間性と自他を尊重する心を育み、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう学習内容や指導方法の改善を図っていきます。家庭や地域社会等と連携・協力し、様々な人権問題についての認識を深めながら、子どもたちが自分と他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育むことができる人権教育を行っていきます。また、人権に配慮した教育活動を行い、子どもが安心して相談や支援が受けられる体制づくりに努めます。

職場における人権意識高揚への取組支援

人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理等、職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取組に対し、情報提供等の支援に取り組みます。

2 人権に関係する特定職業従事者に対する研修の推進



現状と課題

【市職員】

- ○すべての市職員は、人権尊重の社会の実現に深く関わり、どのような業務を遂行する にあたっても、人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付 けることが求められています。
- ○人権行政は特定の部署のみが実施するものではなく、福祉・教育・住宅・道路整備や 消防等すべての行政分野において、すべての市職員があらゆる人々の状況に配慮し、 市民の立場に立って遂行する責任を有しています。

【教育職員】

○教育職員は、子どもの人権を守ること及び子どもの人権意識を高めながら問題解決を 図っていく教育を推進することが求められています。なかでも、学校や保育所・幼稚 園における人権教育・啓発は将来にわたって一人ひとりの人権意識を形成していくの に大きな影響があります。そのため、教育職員は正しい人権意識のもとに判断し行動 できる資質の向上を図っていくことが大切になります。

【社会教育関係職員】

○社会教育では、市民が個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣を身に付けることができるようにするため、地域社会において人権教育を啓発、推進する立場にある社会教育関係者が人権教育に関する認識を深め、指導力の向上に努めることが必要です。

【消防職員】

○市民の生命と財産を守る重要な役割を担っている消防職員は、常に人権に配慮して職務に従事することが重要です。したがって、その職務を遂行するにあたっては、人命の尊重、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮していくことが求められています。

【保健・医療・福祉関係者】

○保健・医療・福祉関係者は、子ども・高齢者・障害者福祉、また、各医療分野や保健分野において、人権の尊重を大切にした取組をしていくことが求められます。個人情報の取り扱いや家族関係問題への対応、生命倫理に関すること等、様々な人権に関することと密接に関わりを持っていることもあり、人権意識の高揚を図っていくことが大切になります。

市職員に対する研修

より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を 促す討議方式等の研修を行います。また活発で効果的な職場研修の一層の推進を図る とともに、人権に対する正しい知識と理解を深め、様々な人権問題の解決に向けて積 極的に役割を果たすことができる職員の育成に取り組みます。

教育職員に対する研修

学校や保育所・幼稚園における日常的な研修を基本としながら、自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させること等、実践力や指導力の向上を図ります。あわせて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実を推進します。また、研修等を通じて教育職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。

社会教育関係職員に対する研修

地域社会における人権教育に関する認識を深めるとともに、資質向上を図るための研修の機会の充実を図っていきます。

消防職員に対する研修

人権に対する正しい知識と理解を深め、各種消防業務において適切に対応できるよう、 より充実した人権研修や職務研修の推進を図ります。

保健・医療・福祉関係者に対する研修

人権意識の普及、高揚を図るため、市の主催する人権事業への参加を促すとともに、 保健・医療・福祉関係者の人権教育が充実されるよう関係機関等への働きかけを行っ ていきます。

第6章 計画の推進

推進体制



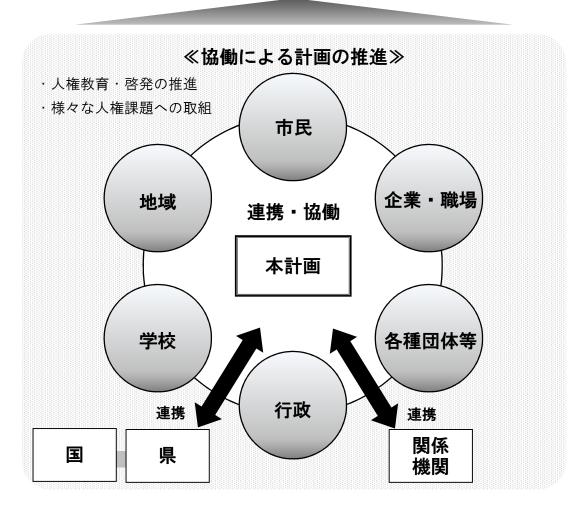
本計画の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会 づくり」のため、計画に定める人権施策を市政の様々な分野で積極的に推進していきます。

庁内では、香美市人権対策推進本部を設置し、関係各課の連携を図りながら、総合的かつ 効果的に取り組んでいきます。また、本計画の進捗状況については、関係審議会等で成果と 課題を報告し、改善しながら進め、社会情勢等により計画変更の必要性が生じた場合は、計 画の期間中であっても見直しを行うものとします。

同時に、人権施策の推進にあたっては、国・県・関係機関との連携が重要です。国や県の 動向を把握し、整合性に配慮するともに、社会情勢等も十分に考慮し、施策の推進を図りま す。また、様々な関係機関と連携・協力し、総合的に人権施策を推進します。

さらに、市民、地域、学校、企業、各種団体等が、自らが人権尊重の社会づくりの担い手 であることを認識し、人権意識の向上に努め、積極的な取組が行えるよう、連携・協働を進 め、計画の推進を図っていきます。

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現



2 効果的な手法による人権教育・啓発の推進



市民意識調査では、人権問題に関する広報活動について、いくつかの質問をしています。 その結果から、市民は多様な媒体を通じて人権問題に関する情報に接していることがうかが えます。

人権問題に関連した記事を何で読むかという質問では、「新聞、雑誌、週刊誌」がもっとも高く、次いで「テレビ・ラジオ」「広報誌やパンフレット」となっています。平成 20 (2008) 年に実施した前回調査と比較すると、「テレビ・ラジオ」が低くなる一方で、「インターネットなど」が高くなっており、市民の情報の入手先にも変化が表れていることがうかがえます。

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者までの幅広い年齢の、そして様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭での人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、広報誌やホームページ等を活用するとともに、人権広報「あけぼの」についても、市民に親しまれるよう内容を工夫しながら認知度を上げ、人権に関する理解を深める重要な媒体として積極的に情報発信していきます。

人権週間等国や県が実施する月間・週間に合わせて集中的かつ重点的な取組を行い、人権 尊重に関する社会的気運の醸成を目指します。さらに、人権感覚や感性を体得するという観 点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法(例えば各種コンクールやワークショッ プ等)も検討し、市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことので きる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

すべての人が人権を自分のことと捉え、自他の人権を尊重する生き方を身に付けるためには、知識の伝達のみならず、技能 (スキル)・態度を育成することが大切であり、それらを培うための「参加体験型学習」等の効果的な手法を積極的に取り入れていきます。

また、市民団体が実施する人権啓発に関する活動に対しては支援・協力を行い、自主的な取組を促していきます。

第7章 参考資料

1 香美市人権関係施策(取組計画)



※この取組計画の期間は、平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 5 年間とします。

人権課題	同和問題			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
「部落差別 をなくする 運動」強調 旬間記念講 演会	同和問題に対す る認識と理解を 深め、人権意識の 普及高揚を図る。	人権映画・人権講演会、いろいろな形で「人権問題」に関心を持っていただくよう取り組んできた結果、以前よりは参加者数が増加した。今後も様々なアプローチで、研修する機会を設けていくことが必要。	「人権」をテーマに子ど もから高齢者までに幅広 い層の方が多く参いで きるようなイベント(講 演会や映画会等)を行 い、各会場のキャパシティ 8割以上の集客を目 指す。	生涯学習課
「部落差別 をなくする 運動」強調 旬間人権パ レード	部落差別をなく する運動強調旬 間の啓発と人権 啓発を行う。	市内各所を広報車で回りながら、チラシや啓発グッズを配布するなどの啓発活動を行っている。参加者が減少傾向にあるため、関係団体への声がけや、啓発するコースの見直し等、より効果的な取組にしていくことが必要。	関係団体から多くの参加を得て、スピーカー付きの広報車を複数用意し、多方面に分かれて広報を行うなど、より効率的、効果的な啓発を目指す。	生涯学習振興課
交流事業	市民間の相互理 解を深め、差別意 識や偏見を解消 する。	年2回文化活動の教室等を行い、市民 の交流を図る事業を行っている。参加 者が固定化している傾向があるため、 より多くの方に参加してもらえる内容 にしていく必要がある。	多くの市民に参加して もらえるよう内容を工 夫しながら年2回以上 実施する。	ふれ交 いセ ー
相談事業	生活上の相談・人 権に関わる相談 に応じ、適切な助 言指導を行う。	生活上の相談や人権に関わる相談業務 を行い、必要に応じて関係機関との連 携調整を図りながら実施している。相 談窓口の周知広報を行いながら、今後 も継続して実施していく必要がある。	必要に応じて関係機関 と連携を図りながら、適 切に相談支援を行う。	ふれあ い交 セ ー
人権課題	女性			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
男女共同参画学習会	男女共同参画社 会や女性の人権 についての理解 と認識を深める。	毎年3回程度の学習会を実施している。(H29 は学習会3回参加者90名) 今後も継続した取組が必要であるが、 学習内容を充実し、参加者増に努める 必要がある。	学習会を年3回以上行い、参加者を計100名以上とする。学習会参加者アンケートにおいて「男女共同参画についての理解が深まった」の割合が75%以上となることを目指す。	ふれ交 い セ ー
男女共同参 画に関する 啓発の実施	男女共同参画社 会についての理 解と認識を深め る。	じんけんフェスティバルにおいて、啓発パネルの展示を行っているが、その他の啓発活動は十分とはいえない。今後は男女共同参画週間等、様々な機会を捉え、広報誌等でも啓発を行う必要がある。	広報誌やホームページ への掲載、パネル展示 等、様々な啓発を行う。	ふれあ い交 セ ー

人権課題	女性(続き)			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
女性人権研 修会	3 地区との が主体と が主体問題する 人 で で 会 、 し く 理 行 会 に を る の な を る る の な を る る の る る る る る る る る る る る る る る る る	これまで、土佐山田町・香北町・物部町の3地区の婦人会が行っている研修会に講師を派遣する形で女性人権研修会を行ってきたが、会員数の行えなくい、独自での人権研修会が行えなとして研修会を行うだけではなく、現る現状がある。主催事県や他団体の行う人権研修会に参加する、香美市婦人会と近隣市との合同で研修会を行うなど形を変えつつある。	香美市婦人会の主催事業として人権に関する研修を引き続き行うほか、県主催事業や人権の発センター主催の人権研修会への積極的な参加を推進する。	生涯学 習課 課
DV対策の 取組	配偶者からの暴力の被害者の故済を図ることを目的とする。	相談時に対応し、女性相談センター等 の適切な関係機関につなぐ。相談窓口 についての啓発に努める。	各関係機関と連携し、被 害者の救済を図る。	福祉事 務所
人権課題	子ども	70 Ib I - 70 OT		In Wall
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
人権サーク ル「まごこ ろ」(人権教 室)	中高生等に人権 問題について学 習する機会をつ くる。	自宅学習や部活動等の理由で中学生、高校生の参加者は少ないが、まごころで行っている人権学習は大切なものであるという認識で、H30年度も10回程度開催予定。まごころ教室で学んだ中高生が、フェスティバル宝町に関わるなどのつながりはできている。参加者増につながる研修内容を検討すること、地道に参加を呼びかけていくことが肝要である。	『知りたい、聴きたい』 と思う内容でまごころ 教室を開催し、現在より 多くの対象者が参加す る研修とする。	生涯学 選課
子どもじん けん学習交 流会	香児 できる	子どもじんけん学習交流会の指導者の 確保が困難となっているため、元教職 員等に指導者として協力していただく など、検討が必要。	子どもの時から人権を 大切にし、あらゆる差別 をなくすための行動化 ができるようにする。	生涯 学 選 課
香美市こど も教室	香美市内小中 大・県立川東 学校の児童年間を 対象に、ども を対象子な体験 の提供を行う。	各教室に興味をもった香美市内の児童 が集うため、子どもの特性を把握しき れず、教室活動や交流が円滑に進めな い場合がある。	関係機関等と連携を図 りながら、教室活動に参 加している実感・達成感 や充実した時間を過ご すことができるよう、適 切な支援を図る。	中央公 民館
人権作文集	人権問題に関す る作文・標語・関す を書くことに り、人権尊重の 要性、必要性にの 要性、の理解を いての める。	校長会を通じて各小中学校へ呼びかけ、H29 年度は全小中学校から、作文39 点、標語 174 点の応募があった。 作文集を通して、人権についての意識をより一層高めるとともに、あらゆる人権課題解決へ向けての意欲化を図るためにも、継続した取組が必要である。	引き続き、香美市全小中 学校からの作品の応募 を維持していく。	生涯学 習振興 課

人権課題	子ども(続き)			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
児童家庭相 談事業	要期な援特切た報保はびはすに行活、保発保児定なめ交護要そ特る関い動護見護童妊支に換児支の定支す、を児及又も婦援必行・重援保妊援る関う童びはしへを要いも児護婦の協す。の適要くの図な、し童者に内議る早切支は適る情要く及又対容を諸早切支は適る情要く及又対容を諸	関連機関と連携を取り、役割分担、課題解決に向けた支援方法を検討している。定例支援会議を開催し、組織的に管理ケースの支援方法を協議し、決定している。担当が専門職研修を全課程受講し、専門職の人材育成を図った。児童を保護する社会資源や人材が不足している。	今後も、関連機関と連携 を図り、要保護児童の早 期発見及び適切な保護 又は要支援児童もしな は特定妊婦への適切な 支援を図る。	福祉事 務所
いのちのふ れあい教室 (思春期保 健事業)	のででは、さらいでは、 のででは、 をををでするでするでするででででででででででででできる。 のででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででいるででできる。 でいるできる。 でいるできる。	香美市内小学校全7校で事業継続できている。中学校においても、H28 年度より大栃中学校、H29 年度より香北中学校で実施できている。中学校1校で実施ができていない。実施できない理由としては、授業時間確保が難しいと学校より意見あり。全小中学校で実施・継続できるよう、学校とも情報共有・連携しながら取り組む必要がある。	全小中学校で実施する ことができる。	健康介護課
学校に行こ うプロジェ クト	長期欠席児童主 表が「行いでは、 を を はが、行いで で で で で で で で で で で で で で で で で で の え る っ っ え っ っ え っ っ れ る っ し っ し る っ し る と っ し る と り ら っ と ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	保育所の要支援児は高い水準だが、小学校の欠席児童は低い出現率を維持している。一方、一旦は減少していた中学校が急激に増加、新規生徒や小学時回復していた生徒が中学入学後再度出現している。以前は、中学3年生で回復傾向だったが、現在は進路に対して無気力な傾向がみられ、進路未決定の生徒が増加し始めている。	校内支援会において児 童生徒ごとのリスクレ ベルを判断し、専門家か らの助言も取り入れて 適切に見立てを行い、そ の見立てをもとに組織 的に対応する。	教育振興課
児童生徒自 立支援教室 の充実	非領に大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、	いじめ対策推進法の策定により、いじめ認知件数が増加。軽微な事案をしっかり指導することで、重篤ないじめ事案を発生させない学級づくりを進める。非行型の生徒の怠学や問題行動への支援等、安定した支援が不十分である。	生徒指導上の諸課題は、発見やがになった。 未然組とのを連携にない期間を対している。関係を対している。関係を対している。 とがないがない。 とのでは、本のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大	教育振興課
子育て支援の充実	多タたす係しにど支孤解様イ子る部であも援立別でもととし家保子へのであるやしたとし家保子不。は関携境子をののの人が関係がある。	延長保育、病後児保育事業を実施する。 また、家庭支援推進保育士を配置する 等、厳しい環境にある家庭の子どもや 保護者を支援し、子育ての孤立化や不 安の解消を図る。 スクールカウンセラー*やスクールソ ーシャルワーカー*を各校に配置して 相談・指導を行い、子どもや保護者の 心に寄り添った支援を行うとともに、 香美市教育支援センターの充実を図 る。	多様化・複雑化する保護 者の不安や悩みに継続 的に関わることで、保護 者の不安を解消し、子ど もの健やかな育ちにつ ながる。	教育振興課

人権課題	子ども(続き)			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
香美市いじ め防止サミ ット	子どや育組進らと、 を育組を生生を を自む推進らと、 をででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。 ででである。	学校は、学校いじめ防止基本方針に基 がは、積極的な対応を行っようには 細なトラブルも見逃さない自分にはよいところがあると思う」肯定的回答は、 小学校で全国比較マイナス2P、中学 生ではプラス3P程度であり、自尊感 情にやや課題がある。また、「PCや携 帯電話でいやなことをされた」と応え た児童生徒は、3%ほどいる。	小中学生の「自分にはよいところがあると思う」 肯定的回答は、小中学校で全国比較プラス4P。 また、「PCや携帯電話でいやなことをされた」 と応えた児童生徒は、 1.9%。	教育振興課
人権の花運 動	子どもたちが花を育てることによって、命の大切さや、相手を愛しむ心を育てる。	毎年小中学校・保育園合わせて5校 (園)程度が実施。児童が花を育て、 命の大切さや相手を愛しむ心を育み、 その育てた花の一部を福祉施設等に寄 贈している。参加校(園)の固定化が みられるので、未実施期間が長い学校 等への取組を推奨する必要がある。	継続して毎年5校(園) 程度実施する。また、実 施した学校(園)へのア ンケート調査で満足度 が平均7.5以上(10点 満点)を目指す。	ふれあ い交流 センタ ー
人権課題	高齢者	TR.↓ ↓ 4H.FT	口柵	+□ \/ =m
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
あったかふ れあいセン ター事業	地域の誰もが気 軽に集い、世代間 交流を図るとと もに、お互いが見 守まを推進する。	山田圏域では傾聴ボランティ、見守り活動、出前カフェンディン・見守り活動を行う地域サロンボーンを開まるではいるでは、地域では、ないででは、ないででなり、、はいでは、ないででは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	山田圏域と香北・物部 地に、 地に、 地に、 でいりつと は、 で、、 で、、 で、、 で、、 で、、 で、、 で、、	福祉事務所
高齢者虐待防止	事業所対象の虐 待予防視点の研 修を通じ虐待を 予防する。	地域包括支援センター連絡会における 啓発。高齢者虐待に関する修・一 神経会におけるの発。高齢者虐待に関する所能のでは、事業所指導時において、高齢修者に合うでは、高研しており、といる事業所にも意識をは、自いのををしており、といる事業が、といる事業が、といるのとは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	市内介護サービス事業 所全体で高齢者虐待予 防についての共通認識 ができる。	健康介援課
認知症啓発 (サポータ 一 養 成 講 座)	サポーター養成 講座・地域啓発の ための認知症勉 強会を行う。	サポーター養成講座としての実施は増えていないが、認知症理解のための上映会や認知症カフェの出前講座等を通し啓発を進めている。H30年度は鏡野中学校で、PTA、生徒、教員を対象に認知症についての映画上映会を開催し啓発を行った。また、認知症ケアパス※を作成し啓発を行っているが、今後も内容の更新を重ね、このケアパスを各層への関心を広げるアイテムとしたい。	認知症についての市民 の理解が進んでおり、必 要に応じ認知症ケアパ スを利用できる市民が 増える。	健康介援課

人権課題	高齢者(続き)			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
高齢者人権研修会	高齢者を対象に 人権問題に関す る学習をする。	現在、固定された地区での研修会は継続して行われている。人権研修を開催する地区が限られていて、広がりがない。研修を行うにあたって、市から講師等の派遣が可能なこと等、PR が必要である。	地区公民館や団体等が 行う高齢者を対象とし た人権研修に講師を派 遣し、参加者の増加を目 指す。	生涯学習振興課
人権課題	障害者	TRI-1 41-RT		
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
相談支援・ 地域活動支援 援	障家す活等者暮向生を 害族をあよ地してでする と談、の障望現しこ でする でする	H30 年度は相談窓口や第5期香美市障害福祉計画等を広報に掲載し周知・啓発を実施し、香美市の各種団体やボランティア組織等へ、香美市障害福祉計画の概要を説明している。香美市障害者自立支援協議会全体会は年2~3回開催している。相談を共会は毎月開催しており、地域の情報を共有して地域課題を把握するよう努めせービスにでいて、市民の方への周知はまだまだ不十分と思われる。	平成 30 (2018) 年度同様、広報やホームページ等に掲載し、市民の方への周知に努めていく。	福祉事 務所
権利擁護の 推進	成用がいている権利を関制がに対している権利を関がいる権利を関がいる権利を関が、でるする実のの用のの用ののの力方擁護図を担当。	H30 年度は、市長が行なう審判請求により後見が開始された者が5名(H31年1月現在)。制度についての理解及び周知については、継続していく必要がある。	成年後見制度等の権利 擁護制度を必要に応る できる場合に、広報や、ホームの 一ジ等を活用し制度の 周知を行っていく。	福祉事 務所
香美市障害 者虐待防止 対策事業	「止る防虐害の者な関ののには、これの、では、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これの、、これのではでは、これのでは、これのでは、これのではでは、これのでは、これのでは	H24 年度に障害者虐待に関する対応窓口として「香美市障害者虐待防止センター」を設置、H29 年度より、保健・医療・福祉を専門とする有識者、警察、弁護士、関係団体及び地域関係組織の代表者等からなる「香美市障害者虐待防止等連携協議会」を設置している。虐待防止にむけたシステム整備の取組や、障害者虐待防止法の周知及び障害者の虐待防止に係る啓発についても継続していく必要がある。	関係機関との連携のもりと、 では、 では、 できまり、 できない。 は、 は、 できない。 は、	福祉事 務所
就労支援と 就労の場の 確保	を ・一所関、 で就解力に場った。 ・一所関、 で就解力に場った。 ・一所関、 で就解力に場った。 ・一所関、 で就解力に場った。 ・一所関、 で就解力に場った。 ・一所関、 で就解力に場った。	香美市の民間企業におけるに を上におけるに では全場はまだででいる。 でではまだするでででは を上がまだがででででは の確保はいるででは を上がまたがででいる。 のではまたがででは ででは ででは ででは を上がった。 ででは ででは ででは ででは ででま のでは ででま のでま ででま のでま のでする のでする ので求 がる。 多く援を生わっる が後等等にの に は とのお を が のでする が ので求 が ので求 が ので求 が ので求 が ので求 が のでま ので求 が のでま ので求 が のでま のでま のでま のでま のでま のでま のでま のでま	「障害者の法律」に原 害者の法律」にの に に 関害のある、 で に 関害のある、 で で 進に が の で が が が が が が る が る が る が る が る が る が る	福祉事 務所

人権課題	障害者(続き)			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
総合教育支 援センター 設置事業	き育と共す。 の保験社合ー研 の保験社合ー研究 かすのを育置を かすのを育 と対ける。	特別な教育的支援の必要な子ども、家庭の出現率が増加している。個々の子どもの特性や、家庭のニーズに応じた適切な教育的支援の充実と、共生社会の実現に向けた取組の推進が課題である。	障害の有無に関わら ずの有無に関わらの特に関もののでのののののののののののののののののののののののではでいた。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	教育振興課
人権課題	H I V 感染者等			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
感染症に関 する相談支 援及び啓発	感染症に関わりのある人が、相談していないはいかられたが、制じているというというとはいいできた。	感染症に関するポスターやチラシ等を 掲示する。 相談窓口(保健所)の市民への周知は 十分でないと思われる。	相談しやすい体制づくりとしての窓知やポスター・チラシ等を掲示することで感染症に関わなす。 ある人が暮らしやすいまちづくりを推進する。	健康介護支援課
人権課題	外国人			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
共生社会実 現に向けた 教育	違いを認め合う 寛容性のある権 際感覚させ 覚を育む学校 育を推進する。	学校では「社会科」「外国語科」「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「人権学習」等において、外国人との共生について学習し、理解を深めている。また、外国人と実際に交流する機会を設けている。	異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく態度やコミュニケーション力を育成する。	教育振 興課
人権相談窓 ロの周知	外国にではない。 外国にで知って、問にで知って、 でじるるこのででででいる。 ではるのでは、 ではるのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	法務局が行う「外国人のための人権相談所」「外国語人権相談ダイヤル」の案内パンフレットを市役所窓口等に設置している。今後は広報誌等へも掲載し、周知を図っていく必要がある。	広報誌等への掲載等を 行い、様々な機会で周知 を行う。	ふれあ い交流 センタ ー
人権課題	犯罪被害者等			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
犯罪被害者 等に関する 啓発の実施	犯罪被害者等の おかれていを害い 況や二次被害等 についての市民 の理解を深める。	ポスターの掲示や人権広報「あけぼの」 への記事掲載及び学習会の実施等一定 の啓発活動は行っている。今後も継続 して、市民に対する意識啓発に努める 必要がある。	様々な機会を通じて効果的な啓発活動を推害する。市民が犯罪被害者等に関する正しいで、犯事被害者等への人権侵害の防止に努める。	ふれあ い交流 センタ ー
犯罪被害者 等に関する 総合的な対 応窓口の設 置	相談者と関いている。	限られた職員数の中で、総合的な対応窓口として専門的な職員を配置することができない。今後は相談体制と窓口の周知をどのように行っていくか検討する必要がある。	犯罪被害者を速やかに 関係機関に紹介できる 体制を目指す。	総務課

人権課題	インターネットによ			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
インターネ ットによっ 人権侵害に 関する学習 会	ト権るやまに侵るたるる ト権るやまに侵るたるる となりまた。 一け防モいがり、思発応に分り、思発応にうがり、思発応にうがり、思発応にうがり、思発応にうがり、まれる。 とながより、まれるときける。	学習会等を実施しているが、継続した 取組が必要である。引き続きインター ネット等における人権侵害をテーマと した学習会を行い啓発に努める。	「ふれあいじんけん学 習会」事業のによる ターネットによく学習 ターネットーマに学ネース 侵害」を行い、人権侵害による によるしい理解と認識を でいた、人権侵害の防止に のいる。	ふれ交ン ー
インターネ ットに書に 人権侵啓 の実施	ト権るやのまに侵るたるる。 ト権るやのまに侵るたるる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	広報誌への記事掲載、ポスター掲示等 一定の啓発活動は行っているが、十分 とは言いがたく、継続した取組が必要 である。引き続きインターネットによ る人権侵害についての啓発活動を行い 市民に対する意識啓発に努める。	広報誌への記事掲載等様々な機会を通じて、インターネットによる人権侵害に対する正し人類と認識を深め、人種房の防止に努める。	ふれ交ン いセー
インターネットに害の 人権侵害がある まそれき込み への対応	イによるでは、 一人をしまでは、 一人をしまでは、 がでいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	法務局や県との情報共有を図りながら、インターネット上の人権侵害の書き込みに対して迅速かつ適切な対応がとれるよう、体制づくりをしていく必要がある。	インターネット上の人 権侵害の書き込みに対 して、迅速かつ適切に対 応できる体制づくりに 努める。	ふれあ い セン ー
ネット宣言の啓発支援	携帯電話等の電子機器の使いて、PTAが行っている「かんでのルールをでのがってがる」の支援を行う。	携帯電話(スマホ)での書き込みによるトラブルが報告されており、適切な利用方法の理解の促進や家庭でのルールづくり等を進める必要がある。	各家庭でルールづくり を進め、子どもたちが適 切な利用ができるよう 地域ぐるみでの取組を 目指す。	教育振興課
人権課題	災害と人権			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
災害と人権 に関する学 習会と啓発 の実施	災害 大権 いっち おい 守生 活 人で も、 安心 よう、 に なが な と が な と が な と が な と が な と が な と が な と が な と が な と が な と が な と が な と が な と が な か な か な か な か な か な か な か な か な か な	広報誌への記事掲載や学習会の実施等一定の啓発活動は行っているが、継続した取組が必要である。広報誌や市 HPでの広報・周知を行うとともに防災対策課等とも連携し災害と人権をテーマとした学習会を行い市民に対する意識啓発に努める。	広報誌への記事掲載や 「ふれあいじんけ害と 習会」等の中で「災害と人権」をテーマに学習侵 を行い、災害と人権解と に対する正しい理解と 認識ができるよう目指 す。	ふれあ い交 セ ー
避難所運営マニュアルの作成	発れたおが生う、虚当作成を実にといる。というでは、これのでは	H29 年度に、指定避難所である高知県立山田高等学校・香美郎正山田小スペーにおいて、要配慮者方法を定めた「H30 年度は、香美市立鏡野中学校・香長小学校のマニュアルを策定した。H30 年度までに、大規模指定避難所の運営マニュアルを整備する。マニュアルを整備する。マニュアル策定後は、避難所開設訓練を実施し、訓練を通じて明らかになった課題・問題点を、マニュアルの修正に反映させ、完成度を高める。	訓練・実践を繰り返し継 続的に実施することで、 関係者それぞれの経験 値を高め、災害時におけ るスムーズな避難所の 開設、運営を目指す。	防災対策課

人権課題	性的指向・性自認			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
性的指向・ 性自認に する学習 と を発の実 施	性的指向・性自認 に関し、保備見し、保備を はく ないしい ないしい はん はん はん はん はん はん はん はん はん さん はん さん はん さん さん さん なん さん なん	新しい人権課題であり、十分な取組が 実施できていないが、今後学習会や啓 発活動を行い、市民に対する意識啓発 に努める必要がある。	「ふれあいじんけん学習会」等の中で、性的指向・性自認をテーマに学習会を行い、正しい理解と認識が高まるよう目指す。	ふれあ い交 セ ー
その他		**************************************		In Wall
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
社会を明るくする運動	7月を "社会を明 7月を "社会を 犯罪 30 で 30 で 30 で 30 で 31 で 31 で 31 で 31 で 31 で 31 で 31 で 31	社会を明るくする運動は、毎年、7月 始めに決起集会、商店街パレードという内容で実施して 報車パレードという内容でで実施月間して る。また、取組の一環としに掲示して に桃太郎旗を主要道路沿いに掲示して いる。参加者数は、H28 年度(175人)、 H29 年度(233人)、H30 年度(254人) と増加してきておれてもした報話動の 運動がに、孤立させるのでであることが自然にである。社会の 実現を目指すための運動であること。	商に街で屋人欠隊物気とよいにあいよい間通けが人がなり行察行に街で屋人欠隊物気とよかにめののよいであるとしが、通りなった広とのとい間通けが人がなり行察行のとい間通けが人がなり行察行のとい間通けが人がなり行察行のといりであるとして商が戻る効え音のでは、あるとりで商が戻る効え音のには、ない違るとりで商が戻る効え音のとい違るといい違るといい違るといい違るといい違るといい違るといい違るといいない。	福祉事 務所
生活保護事務	生方窮て行的生と助目に対程要健低保にるよいの必いな活と長いて、最をによるする、に保で度す立とので、できまれて、このでは、は、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	就労支援員を1名配置し、要保護者に対する就労支援を実施している。ハーワーク、生活困窮者自立支援機関(社会福祉協議会)とと定期的な協議の場で、情報の共有化、就労の場場のとがの場合した。40歳からの発送がたみであった。40歳からくなることが少なくなるるにより、働き場が低い、または基本のの阻害要因により、働き場がのいる。 就労意欲が低い、または基本のの関連に問題があり就があった。40歳からなることが必ない。 就労意欲が低い、または基本のの関連に問題があり就労に結びつかない。	生活困労準備学院を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明を明明	福祉事 務所
行旅人·行 旅死亡人事 務	行旅人に旅費を 支給する。	行旅人については、H28 年度(0人)、H29 年度(3人)、H30 年度(1人)【6/30 現在】と増加傾向にある。行旅死亡人については、H28 年度(0人)、H29 年度(2人)、H30 年度(1人)【6/30 現在】と増加傾向にある。行旅人については、500 円では旅費の不足額を十分に補填できないこともある。また、旅費としてではなく、金銭目的での来所者もある。行旅死亡人については、近年、増加傾向にあるため、香美市無縁佛納骨堂が手狭になってきている。	行旅人については、高知 方面及び高松等方費が い人に 500 円を支給 い人に 500 円を支給 で、旅死亡人については、 行旅死亡人にの死い人の死 が表り人行う。(身元不明 を骨死体、部分遺体 等も含む。)	福祉事 務所
無戸籍児・ 者	様々な事情によ り無戸籍となっ ている者の解消 を図る。	現在把握している無戸籍児・者はいない。子どもや家庭の事情に接することの多い関係課と連携し、情報を把握した時は、法務局への相談につなげていく。	無戸籍児・者の戸籍がつ くられ、戸籍がないこと による社会生活上の不 利益をなくす。	市民保険課

人権教育・啓	·····································			
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
ふれあいじ んけん学習 会	住民一人のとりが、人権問題を正しく理解するし、 可機会を提供し、 市民の人権意識 を高める。	年間2~3回、様々な人権問題をテーマに実施してきているが、さらに実施回数を増やし、内容の充実を検討し、参加者を増やしてく必要がある。	人権や人権問題に対する市民の理解が深まるよう、ふれあいじんけん学習会を年4回以上実施し、参加者100名以上とする。	ふれあ い交次 セン ー
イベント会 場等での人 権啓発活動	地域のイベント 会場に出向き、市 民の身近なとこ ろでの啓発を行 う。	人権擁護委員と協力し、市内のイベント会場にて、人 KEN まもる君・あゆみちゃんのウォークバルーンを活用しながら啓発チラシの配布や人権擁護委員の活動紹介、人権相談の周知等を行っている。H30年度計8回実施。配布物の内容等工夫し、さらに充実した啓発にしていく必要がある。	人権や人権問題に対する市民の理解と認識が深まるよう、イベント会場等に年間7回以上出向いて、継続して啓発活動を行う。	ふれあ い交シ セン
人権ポスター・名の ままま とじんかい しんかい しんかい しんかい しん	人権ポスター・毛 筆作品を募集・民 示、カレンダーに 掲載することに よって市民の人 権意識を高める。	小中学生に人権ポスター・毛筆作品を募集。人権週間期間中に中央公民館で応募作品の展示を行い、またじんけんカレンダーに優秀作品を掲載し全戸配布している。今後も継続した取組が必要である。	香美市全小中学校より 作品応募があり、また、 応募数が継続して 250 作品以上とする。	ふれあ い交 セ ー
じんけんフェスティバル	住民一人ひとり が、人権問題を正 しく理解し、人権 意識の普及高揚 を図る。	参加呼びかけや広報等の強化により、 H28 年 200 名、H29 年 220 名、H30 年 290 名が参加。参加者アンケートでは「フェスティバルに参加して、人権についての関心や理解は深まりましたか」の設問で「大変深まった」「おおいの設問で「大変深まった」「おおいであった。今後も継続した取組が必要であるとともに、身近な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるために内容をさらに充実していく必要がある。	講演会への参加者数 150名以上を維持する。 参加者についての関 人権は深まりまで か」の設問で「大変深まった」 の割合が80%以上で ある。	ふれ か な ン と ー
人権週間パレード	住民一人位別のとりでは、人権問題を正しく理解し、人機関と連携して実施と連携してまる。	人権週間行事として、香美人権擁護委員協議会・法務局と協力し、啓発物を配布しながら広報車によるパレードを行い、人権尊重思想の普及高揚を図る機会となっている。パレードに関わる参加者に大きな増加はない。	継続して、人権週間行事 として香美人権擁護委 員協議会・法務局と協力 し、啓発物を配布しなが ら広報車によるパレー ドを行う。	ふれあ い交っ セー
教室等にお ける人権学 習の実施	ふれ タ 全球 できませい かった かった できいか できる かいが できる かいかい かった できる かいかい かった かった かった かった かった かった かった かった できる かった かった できる かった できる かった できる かった できる かった できる かった かった できる かった かった かった できる かった かった できる かった	ふれあい交流センターが主催する子どもふれあい教室とデイサービスにおいて、プログラムの中で人権学習を実施している。子どもと高齢者に身近な人権について正しい理解と認識を深めてもらえるよう、学習内容を充実し今後も継続して取組を行っていく必要がある。	ふれあい交流センターが主催する教室等(こどもふれあい教室・デイサービス)の中で、継続して人権学習を実施する。	ふれ か 交 ン セ ー
人権広報誌「あけぼの」	香美市民に人権 問題の啓発を図 る。	「みんなのひろば」といった読者参加のコーナーを設ける、時勢に合ったもの、関心の高い話題を取り上げるなど、内容に関して工夫してきた。 今まで以上に読者の層を広げるためにも、字の大きさ、カットや写真の多用等、より見やすく、わかりやすくなるよう、内容の充実を図らなければならない。	誌面をカラーにするなど、視覚に訴え、権にする報にらいている。 で、現覚にらいているではない。 ではないではないできないではないでである。 大体にいいできるようではないできるようではないできるようできるようできるようできるようできるようできる。 は、大きないできるようないできるようない。	生涯学習振興課

人権教育・啓	啓発(続き)			
事業名	目的	現状と課題	 目標	担当課
PTA人権 研修会	PTAで人権問 題について学習 する。	学校ごとにインターネット問題やLGBT等時勢に合った様の日でである。研りでは、参観日でである。研りに行ったがり、をではいると同日をでしたり、をではいるというなどでは、一定というでは、一定というでは、一定というでは、一定というでは、一定というでは、では、いったとど、これがあいれる。にとど対象者に向けったがが加ががかられたとど対象者に向けて、地道な呼びかけが必要性をPRする等、地道な呼びかけが必要である。	児童生徒を取り巻く人 権問題は時代とともに 変化していくため、保護 者に向けて、状況に応じ た情報を研修内容とし て提供していく。	生涯学課課
市民大学(人権講座)	市民一人ひとりが、人権問題を正しく理解することができる講会を実施する。	市民大学4講座のうち1回を「人権講座」と位置付けて、様々な人権について関心を持っていただける内容の講座を開催してきた。今後も生きていく上で、誰でも何かしら人権との関わりはあるものという広い観点で、魅力ある講座を開催していく。	会場によって、キャパシティが異なるが、それぞれの会場の集客が8割以上となるような充実した内容の講座を提供する。	生涯学 習振興 課
	る特定職業従事者に			40 W ==
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
香美市職員研修	人権問題に対する正と持ち、 認識を持て必要に対解 員と権意識を 高。	香美市職員研修において毎年人権研修を実施している。職員研修の参加率は、過去2年間では約92%となっており、非常に高い水準で推移している。今後とも職員研修への参加について、管理職・参加者への働きかけを積極的に行い、参加率の低下を防ぐようにしたい。	現状どおり、職員研修において人権研修を毎年実施することとし、職員研修の参加率を現状と同じく 90%前後で維持する。	総務課
こうち人づ くり広域連 合職員研修	人権問題に対する記識を持ち、必要では る正し持ち、では では、では、では、では、できます。 人権意識を高める。	こうち人づくり広域連合実施の新規採用職員研修及び階層別研修において人権をテーマとするカリキュラムが組まれている。香美市では当該研修への参加を必須としており、非常に高い参加率(ほぼ100%)を維持している。今後とも現状の方針を維持し、管理職・参加者への働きかけを積極的に行い参加率の低下を防ぐようにしたい。	現状どおり、こうち人づくりな域連合が実施を る新規採用職員のの び階層別研修につい研修 は、該当職員の当該し なの参加を必須としじる 加率を現状と同じ 100%前後で維持する。	総務課
企業等人権 啓発連絡会 研修	人権問題に対す る正し対理明市 認識を持ち、必要 員と権意 人権意 る。	現在、香美市では香美市企業等人権啓発連絡会が実施する新規採用職員を対象とした人権研修会への参加を必須としており、非常に高い参加率(ほぼ100%)を維持している。今後とも現状の方針を維持し、管理職・参加者への働きかけを積極的に行い、参加率の低下を防ぐようにしたい。	現状どおり、香美市企業等な外ででは、香美市企業を発展、連絡を発展を発展を対した、対しては、できないでは、のからでは、のができないが、からないでは、のができる。	総務課
教職員等研 修	人を は理れ、必高に に理をした をしたし、 をしたがない。 はででを をもりしが が解れている。	人権研修に関しては、各校で校内研修 や人権参観日を実施したり、高知県等 が主催する人権教育研修への参加を呼 びかけ、教職員の人権啓発に努めてい る。	学校としての組織的・計画的な取組の推進や教職員研修の改善と充実を行っていく。	教育振興課

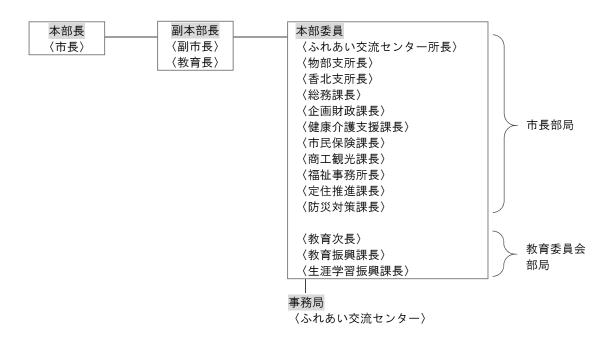
人権に関係する特定職業従事者に対する研修(続き)				
事業名	目的	現状と課題	目標	担当課
保育職員研修	日中権も人保う実いの子順とした事行がを の子慮ひ尊行がを をした重え相高 りの子りしる互める の人どのたよにて。	保育職員総合研修(年4回)及び18部会で園内研修を計画・実施する。保幼小中合同研修を実施し、保育・教育活動に関する相互理解を深める。またティーチャーズ・トレーニングの実施や県等外部主催の研修に参加し、職員の資質を向上させる。	正職員・臨時職員が全員 参加できる体制づくり。 職員研修の継続により、 職員の資質と技術の向 上を図る。	教育振興課

2 関係組織



【香美市人権対策推進本部】

香美市においてあらゆる人権が尊重される社会づくりを進めるため設置し、香美市人権施 策の推進及び人権侵害に関することを所掌する。



【各種審議会·関連団体等】

名称	目的·活動等	事務局
香美市人権のまちづくり審議会	香美市においてあらゆる人権尊重の社会づくり推進のため設置。人権施策の推進に関し必要に応じ調査審議し、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、市長に具申できる。	ふれあい交流センター
香美市人権教育審議会	人権教育の推進を図るため、香美市教育委員会に設置。審議会は、教育委員会の諮問にこたえるとともに、必要に応じ調査審議し、建言する。	生涯学習振興課
香美市男女共同参画推進委員会	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に 関わらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共 同参画社会の実現を目指し、必要な事項の調査及び審議等を行う。	ふれあい交流センター
香美市人権教育推進協議会	同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する課題への取組を 推進し、真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与すること を目的とし、人権教育推進のため、研究・学習会・計画の立案実 施等必要な諸事業を行う。	生涯学習振興課
香美市企業等人権啓発連絡会	企業の社会的責任として人権問題を重要視し、人権に関する新 採職員研修会や各種研修会・大会への参加、啓発活動等を行う。	生涯学習振興課
香美市人権教育研究協議会	同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するため、人権教育のより効果的な実践研究を行い、人権尊重の社会づくりに寄与することを目的とし、人権教育の実践・啓発・研究・講習会等必要な事業を行う。	生涯学習振興課
香美人権擁護委員協議会	地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守 り、人権を擁護するために設置。人権について関心を持ってもら えるような啓発活動や、公共施設等で人権相談を受ける。	高知地方法務局 香美支局

3 用語解説



【ア行】

インクルーシブ教育(P. 41)

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることの目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育のこと。

エイズ (P. 42)

〔acquired immunodeficiency syndrome〕後天性免疫不全症候群。病原体はHIV。性交・輸血・血液製剤の使用等で男女ともに感染する。免疫機構が破壊され、通常なら発病しない細菌やウイルスでも発病し、カポジ肉腫等、悪性腫瘍を合併する。

えせ同和行為(P. 27)

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実として、 高価な書籍を売りつけたり、不当な寄付を募ったりする行為のこと。

【力行】

介護保険制度(P. 36)

40歳以上の被保険者の要介護状態または要介護状態となるおそれのある状態に関し、必要な介護サービスの保険給付を行う社会保険制度。40歳以上の国民の保険料と国・県・市町村の公費を財源として市町村等が保険者となる。

香美市教育支援ファイル (P. 41)

香美市の子どもたちが心身ともに健やかに成長していくことを願い、障害や病気の有無に関わらず、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援が受けられるために必要な情報を記録していくファイルのこと。保護者の同意のもとに作成し、家庭と支援者が同じものを管理しながら、個別の支援計画となりうる貴重な資料として活用する。

カミングアウト(P. 57)

これまで公にしていなかった自らの出生や病状、性的指向・性自認等、社会一般に誤解や偏見を受けている主義・立場であることを表明すること。

共生社会 (P. 25)

ユネスコ国際理解教育における"to live together"(共に生きる)の日本語訳として使われている言葉。「国際寛容年」の寛容の使い方と同義語。自分を理解し、お互いが違いを認め尊重しあい、共に生きる社会を指す。

【サ行】

人権擁護委員 (P. 21)

市町村長からの推薦により、法務大臣が委嘱する人権擁護活動を行う任務を持つ人のこと。

スクールカウンセラー (P. 69)

学校において、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して、指導・助言を行う心理職専門家のこと。臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者が従事する。

スクールソーシャルワーカー (P. 69)

いじめや不登校、虐待、貧困等、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家のこと。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域等、周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者が従事する。

性的マイノリティ(P. 57)

生物学的な性(からだの性)と性自認(こころの性)が一致しない性同一性障害の人々や、同性愛や両性愛といった性的指向等を持った人々のこと。

成年後見制度(P. 38)

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人を不当な財産契約等から守るため、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度のこと。

【タ行】

地域包括支援センター (P. 22)

地域の高齢者の総合相談、介護予防支援、虐待防止、権利擁護や地域の支援体制づくり等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置している。

つながるノート(P. 41)

発達障害等の障害がある方が、乳幼児期から成人期までを通して、様々な生活場面で個人の特性を適切に理解してもらい、一貫した支援を受けられるようにするためのツールとして高知県が作成したファイル。本人または保護者が管理し、必要に応じて支援者や関係機関に提示して支援を要請する。

同和対策審議会(P. 4)

同和問題の解決に資するため、旧総理府に付属機関として昭和35(1960)年8月13日に設置。同和問題の解決のために必要な総合的施策の樹立、その他同和地区に関する社会的及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について、調査・審議する。

【ナ行】

認知症ケアパス(P. 70)

認知症を発症し、症状が進行していく流れの中で、いつ・どこで・どのような、医療・介護・支援が受けられるかを示した手引きのこと。

ノーマライゼーション(P. 39)

障害のある方や高齢の方等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のこと。

【ハ行】

ハンセン病(P.6)

らい菌による感染症で、感染力は弱く、発病の危険性が少ない。治療法は確立されている。

フィルタリングサービス (P. 51)

インターネット上等に公開されている情報のうち、暴力や犯罪等、特定のテーマへのアクセスをプロバイダや携帯電話事業者が選択的に制限するサービスのこと。

プロバイダ (P. 6)

インターネットへの接続サービスを提供する事業者のこと。インターネットプロバイダ。

ヘイトスピーチ(P. 4)

特定の民族や国籍の人々に対して、暴力や差別をあおったり、おとしめたりする侮蔑的な表現のこと。

【ラ行】

リベンジポルノ (P. 51)

元交際相手等の性的な画像等を、相手の同意を得ることなく、インターネット上等に公表する行為のこと。

[C]

CSR (P. 61)

Corporate Social Responsibility の略。企業の社会的責任。企業が自社の利益を追求するだけでなく、自らの組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆるステークホルダー(利害関係者:消費者、取引関係先、投資家等、及び社会全体)を視野に、経済・環境・社会等、幅広い分野での社会全体のニーズの変化をとらえ、それらをいち早く価値創造等に結び付けることによって、企業の競争力強化や持続的発展とともに経済全体の活性化やよりよい社会づくりを目指す自発的な取組のこと。

[D]

DV (P. 4)

Domestic Violence の略。夫婦や恋人等、親しい人間関係の中で起こる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

[H]

HIV (P. 1)

[human immunodeficiency virus] ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるレトロウイルス科レンチウイルス亜科に属する球形ウイルス。免疫細胞を侵食して免疫機能を低下させる。

I S O 26000 (P. 61)

ISO(国際標準化機構:本部ジュネーブ)が平成22(2010)年11月1日に発行した、組織の社会的責任に関する国際規格のこと。

LGBT (P. 16)

Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性同一性障害等でこころとからだの性が一致しない人等)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

[S]

SNS (P. 19)

Social Networking Service の略。インターネット上で、友人同士や同じ趣味を持つ者同士が集まり、利用者間のコミュニケーションを支援するサービス(サイト)のこと。

4 計画の策定経緯



平成 30 (2018) 年 7月 6日~ 7月 20日 人権に関する市民意識調査実施

平成30(2018) 年 8月 1日~ 8月31日 事業所及び団体アンケート調査実施

平成 30 (2018) 年 8月 30日 市民ワークショップ開催

平成30(2018)年10月1日 第1回策定委員会(各種調査結果報告)

平成 30 (2018) 年 11 月 28 日 人権関係団体等グループインタビュー実施

平成30(2018)年12月20日 第2回策定委員会(計画素案検討)

平成31(2019)年1月16日 第3回策定委員会(計画素案検討)

平成31(2019)年 1月25日~2月18日 パブリックコメント実施

平成31(2019)年2月25日 第4回策定委員会(計画素案及び概要版案承認)

5 委員会設置要綱



第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画の策定のため、第2期人権 教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を 設置する。

(所掌事項)

- 第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 行動計画の策定に関すること。
 - (2) その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 策定委員会の委員は20名以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。 (任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から行動計画策定の日までとする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 策定委員会には、委員長、副委員長各1名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議の出席を求め、資料の提出や意見、説明その他の協力を求めることができる。

(部会)

第7条 計画の策定に係る実務的な作業を行わせるため、策定委員会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、ふれあい交流センターにおいて処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年6月1日から施行する。
 - (失効)
- 2 この告示は、行動計画策定の日にその効力を失う。 (招集の特例)
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以降最初に開かれる策定 委員会は、市長が招集する。

6 策定委員名簿



第2期人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画策定委員会委員

任期:平成30(2018)年9月1日~平成31(2019)年3月31日

	氏 名	役職等	備考
1	楠 目 隆	香美市企業等人権啓発連絡会会長	会長
2	中川 幸子	学識経験者	
3	竹平 豊久	学識経験者	副会長
4	平山 佳志美	香美市教育支援センター 教育相談員	
5	弘末 俊郎	香美市社会福祉協議会長	
6	三宅 功泰	高知県商工会連合会	
7	藤川 喜壽郎	香美市民生児童委員	
8	半田 光子	香美市人権擁護委員	
9	竹村 淳子	香長小学校長	
10	明石 芳文	舟入小学校長	
11	山中 俊明	総務課長	
12	横山 和彦	教育振興課長	
13	中山 泰仁	防災対策課長	
14	岡本 博章	生涯学習振興課長	
15	依光 伸枝	生涯学習振興課文化班長兼地域教育班長	
16	溝渕 紀夫	生涯学習振興課 社会教育指導員	
17	佐竹 教人	福祉事務所長	
18	前田 哲夫	健康介護支援課長	

敬称略・順不同

第2期 人権教育及び啓発の推進に関する 香美市行動計画

発行年月: 平成31(2019)年3月

発 行: 香美市

編 集: 香美市立ふれあい交流センター

〒 782-0047

高知県香美市土佐山田町 1961 番地

T E L: 0887-53-2631 F A X: 0887-53-2622



香美市